

始



31  
894

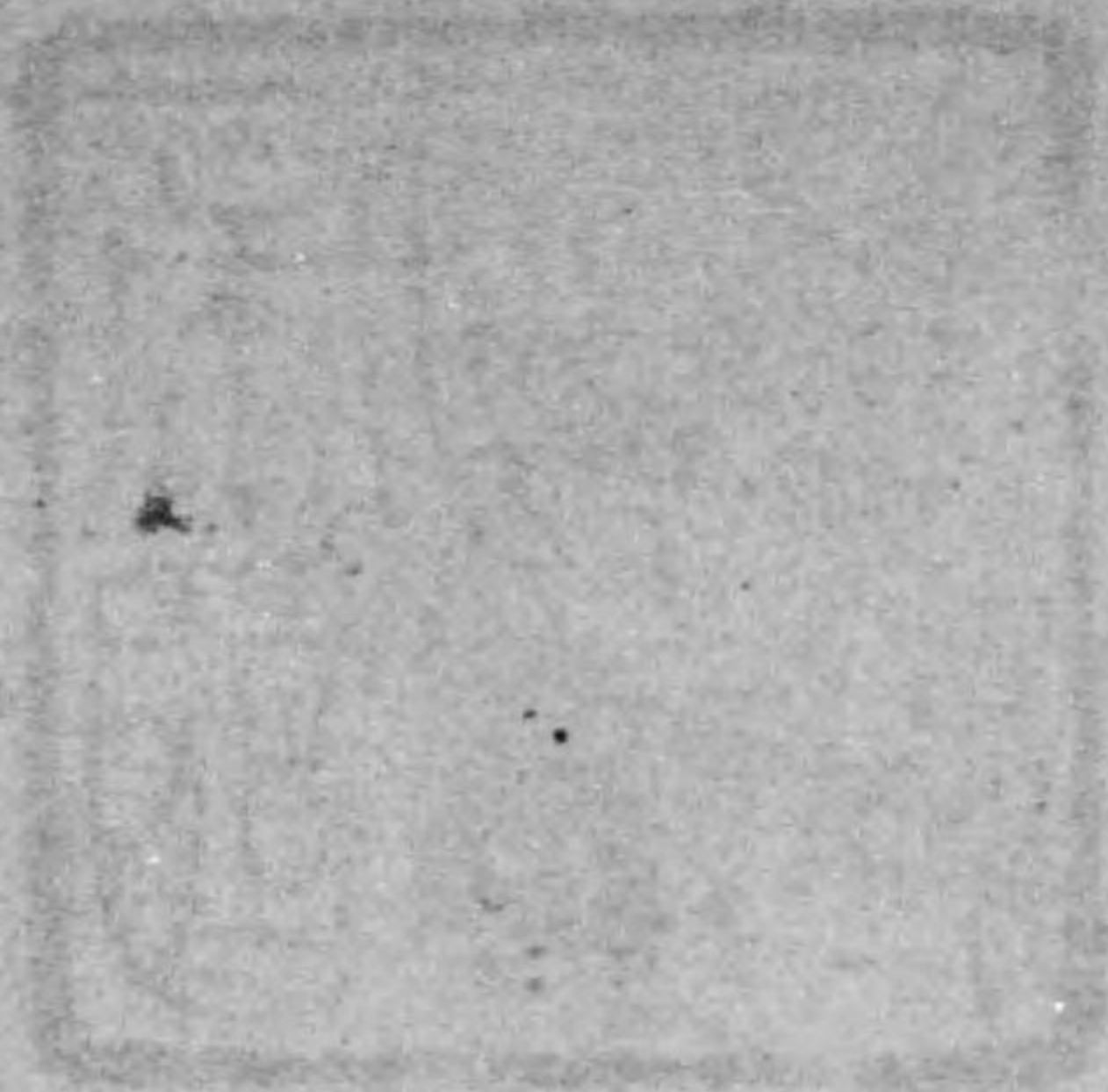
*Andrew Wilson*

31-894



株式會社 東亞堂 版





緒言

ウキルソン氏は現時世界の槍舞臺に立てる大偉人なり、米國參戰の事決するや、倏忽として二百萬の貔貅を歐洲に送りて西部戰場の頽勢を挽回せしめ、更に自ら世界平和の曙光を提げ國際聯盟を唱へ來る、彼が今次の大戦亂に於て赫々たる偉名を顯揚せしこと、それ幾許ぞ、而も大戦戡定の後、直に其國民に與へたる數々の垂示の、如何に大なる響きを發して民心緊張の要素となせしかを見よ、これを移して我國民に傳ふるもの、豈他山の石とし見ざるべけんや。

譯

者

# 目次

世界人類幸福のために……………	一
神に感謝せよ……………	五
米國民に告ぐ……………	七
教育の目的……………	三一
モンロー主義を高唱す……………	三五
米國の大抱負……………	五二
對墨友情……………	五二
誤報流布……………	五三

目次

目次

二

高潔無私……………五十四

對露同情……………五十六

汎米盟約……………五十八

墨國將來……………六〇

合衆國の政治……………六二

英人の亞米利加占領……………六二

英國制度の適應……………六四

新英國の植民地……………六六

獨立の町邑……………六七

町邑の聯合……………六九

目次

三

町邑政治の形状……………七〇

植民の組織……………七十二

南部植民地……………七三

南北の相違點……………七五

分離とは異なる擴張……………七七

南部植民地社會……………七六

ヴァージニア植民地の政治……………七九

ヴァージニアの植民地議會……………八二

他の南部植民地の組織……………八四

中部植民地……………八五

目

次

植民地の免許状 II マサチユースッツ ..... 八六

ロッド・アイランドの免許状 ..... 九〇

所有主政治 ..... 九一

王室の直轄政治 ..... 九三

植民地代議會の發達 ..... 九四

植民地に於ける憲法的自由の發達 ..... 九九

植民地の政治的同情 ..... 一〇〇

憲法的發達に於ける英米の比較 ..... 一〇二

米國の聯邦的發達と英國の統一的發達 ..... 一〇四

米國に於ける制度の意識的發達 ..... 一〇五

目

次

英國の法律及び先例 ..... 一〇七

植民地の聯合 II 其準備 ..... 一〇

植民地諸政府の分立 ..... 一一

聯 盟 ..... 一五

聯盟政府の弱點 ..... 一七

更に完全なる聯合の必要 ..... 一九

憲法 II 植民地内の先例 ..... 二一

新制度の性質 ..... 二六

輿論と共に變化せし政府の性質 ..... 二七

右聯合に對する當初の感觸 ..... 二九



初期に於ける分離の忍容 ..... 一三〇

國家的思想の發達 ..... 一三二

鐵道〓聯邦の膨脹〓戰爭に促進せられし國家的思想 ..... 一三五

國家的統一の前途に横はりし奴隸制度の障害 ..... 一三六

聯邦を完成した南北戦争 ..... 一三七

聯邦の現時の性質 ..... 一三九

聯邦政府の現時の性質 ..... 一四一

諸州は聯邦の行政區劃にあらずして其組成要素なり ..... 一四三

諸州の性質、機關及び職掌 ..... 一四五

聯邦諸州 ..... 一四五

諸州の法律〓其性質 ..... 一四六

州法律の範圍 ..... 一五〇

聯邦に屬する立法權 ..... 一五一

諸州に禁ぜられたる權能 ..... 一五三

諸州に屬する權能 ..... 一五四

州憲法に於ける憲法外の規定 ..... 一五七

立法部に對する不信任 ..... 一五八

憲法修正の準備 ..... 一六一

憲法修正の發議 ..... 一六三

諸州法律の牴觸 ..... 一六五

諸州法律牴觸の弊害……………一六七

改革の發議……………一七〇

弊害の誇張……………一七〇

諸州間の法律(州際法)の通商……………一七三

郵便及び電信……………一七五

公民權……………一七七

歸化……………一八〇

諸州の中央政府……………一八三

州議會の其權力……………一八四

州議會會期の制限及び其他の制限……………一八七

其他の制限……………一八八

州議會は主權體にあらず……………一九〇

立法部の組織……………一九二

諸州議會が二院制を採るの理由……………一九二

歴史上の先例……………一九五

元老院及び代議院議員の任期……………一九六

議員の名稱……………一九七

議員の資格……………一九七

立法上の手續……………一九八

常任委員會……………一九九

選挙権 ..... 100

近代政府 ..... 105

  國家と人民の政治的權利 ..... 107

  國家の便宜の職掌 ..... 109

  商業に關する國家の職掌(其一) ..... 110

  勞働に關する國家の職掌(其二) ..... 111

  會社制度の規定(其三) ..... 114

  國家と土木(其四) ..... 114

  社會の便利に關する職掌(其五) ..... 116

  衛生事務(其六) ..... 116

教育事務(其七) ..... 117

濫費放逸制限規則 ..... 117

提要 ..... 118

政府の目的 ..... 119

  本題の性質 ..... 121

  極端説 ..... 121

  以上二説に關する歴史的基礎 ..... 123

  國家は有益にして必要なる社會の機關なり ..... 127

  社會主義及び近代的産業組織 ..... 129

  折衷説 ..... 131

目次

會社の目的は即ち政府の目的なり	二二二
自然的獨占事業	二三五
政府の監督と直接管掌	二三八
競争の平等化	二四〇
社會は政府よりも大なり	二四二
國家の行爲に對する自然的制限	二四三
家族と國家	二四八
國家と教育	二四九
政府行爲の歴史的條件	二五一
國際聯盟規約	二五三

三

國際聯盟に就て	二六九
---------	-----

目次

三

# ウヰルソン國民訓

## 世界人類幸福のために

諸君子がこゝに起て就職の演説をなしてから星霜を経ることゝに四年、その間米國人民は非常に重大な利益問題を考慮し且之が處決を爲さざるを得なかつた。我合衆國民は現に干戈相見ゆる各國民の血液を受けた世界的の人種であるから、歐洲戦争の開始當初より我國民の心理及産業商業を初め政治社會的行動に異常の影響を與へたのは萬止むを得ぬ事である。幸にも米國民は自重の念に富み、交戦國に加はるの愚を致さなかつたが、尙海上に於て非常な慘害を蒙ることを免るゝを得なかつた。然し吾人は是等の損害に對し何等の報復手段を執らず、吾人に加へられた或る損害の如きは殆ど忍ぶことが出來兼ねるやうな

ものであつたが、尙吾人は全人類が要求するを欲しない所のもは敢て他國に要求することなく、偏に合衆國をして歐洲戰の圏外に立たしむることに苦慮した。然れども時局は遂に吾人をして最小限度の權利の主張を爲さざるを得ざるに至らしめた。茲に於て吾人は斷然武裝中立を爲す所の決心を固むるに至つた。惟ふに是以外の方法を以てしては到底吾人の主張を表明することが出来なくなるからである。或は形勢の變化如何により吾人の權利を擁護する必要上更に積極的の行動に出で若くは現戰役に對し現在よりも一層直接の關係に陥るかも知れぬ。然し吾人は吾人の目的を達せん爲に他國を征服し、又は過去三ヶ年間繼續してをる慘事を一層擴大ならしむる様な野心はもつてをらぬ。

吾人は世界人類幸福の爲めに、各國は戰と平和とを問はず、左の原則を遵守しなければならぬ必要があると信ずる。即ち

一、總ての國民は世界の平和並に自由の人民の政治的安心に關し、平等の利

害關係を有すること。

二、平和保持の必要條件は總べての國民をして平等なる權利特權を有せしむる事にあり。

三、武裝的權力均衡は以て平和を確保することを得ず。

四、政府は被治者の承認を得て初めて其權力を得べく、而して列國共同して維持すべきものも亦此の被治者の承諾に依る權力ならざるべからず。

五、海軍は各國の協議により定められたる規則の下に平等に自由ならざるべからず。而して、各國民は平等の條件に於て海洋に出入すべき航海路を有せざるべからず。

六、軍備は國內の安寧秩序を保持する程度に之を制限せざるべからず。

今や吾人は世界に擴がれる猛火の中に於て、新らしき統一をなすために鍛鍊されつゝある。此猛火は聽て禍亂と分裂との根源を一掃し、以て吾人をして新

なる威嚴を備ふる國民たらしむるに至ることを疑はない。吾人は極力非愛國陰謀を企て以て我國民の一致を攪亂するやうな行動に對して豫防をしなければならぬ。在天の神よ願くば吾人に此大國民の眞實な義務を遂行する智能を下したまはんことを祈る。米國民の奴僕たる予は、彼等の信任と忠告とで保護せられ維持せられて初めて此大職責を全うすることが出来るのである。

### 神に感謝せよ

一年の秋日に於て全能の神が、其年我等に多くの惠福を下されたるに對して國民一體に神に感謝することは、我邦古來の慣行である。本年は我等が特に感謝慶祝すべき特別の理由がある。神は其の至仁なるを慮りを以て吾等に平和を與へた。此の平和は吾々をして單に干戈を停止し、若くは壓苦悲惨より救濟する平和であるのみでなく、又國際間に正義が威力及び嫉妬の陰謀に代る新時節到來の信任好望を吾等に與へた。我が驍勇なる軍隊は此の戦勝に参加して、他の自利的侵略の目的の爲に阻碍せらるゝことなく、若くは汚損せらるゝ事がなかつた。我軍隊は正理の主義主張の爲に不朽の光榮を贏ち得て、我國民が世界人類の爲に盡すの義舉を贊助して高尚なる任務を盡した、神は實に慈悲仁厚であつた。我等は我歴史の最善傳説に對する吾等の信念を新にし、又強固ならしむ

るが如き喜悅を感じるに於て正に其の理由を有する。新しい日は照り吾等は新勇氣を起して、益々大なる新しい義務に對し新しい希望を以て満たされる。是等の惠福に感謝すると共に、吾等は更に神に祈つて、其庇護指導に依つて吾等が義務を盡して、吾等が一切の過誤及び行動若くは目的に對して、神の憐愍宥恕を求むることを忘れてはならぬ。吾等は斯くして神の庇護に依つて親睦相互尊敬の連帶を強固にし、以て新しい組織を立て、國際間に善意の遍く行はるゝに至らしめんことを祈るべきである。依つて予米國大統領ウツドロー・ウキルソンは布告する。來る十一月二十八日木曜日を以て定めて感謝日とする。希くは全國々民は各當日業務を放棄して、家庭及び教會に於て世界國民の治者たる神に恭しく感謝を捧げんことを。

## 米國民に告ぐ

國政に就て時々報告を爲して、余が憲法上の義務を果さん爲に、前回諸君の前に立つた以來一箇年を経た。此間に發生し、經過し、或は終結した諸種の大事件は枚擧に遑がない、余は是等事件の處分若くは處理中にある大變化に關して明瞭に其の情を悉して諸君に報告せんことを期することが能はぬ、而して事件の渦中に在つて且つ事件の一部たる吾人は是等事件が何を意味するか若しくは何を意味したかをさへ語るに於て來るべき時代の人々よりも之れが資格の乏しいものである。然れども顯著なる事件に就ては之を誤ることなく報告することを得る。而して是は或意味に於て公務の一部にして吾人の果さねばならぬ義務を爲すものである。之を述ぶるのは實に之より實行すべくして未だ考慮を決定さへも爲さざる所の立法上、行政上の行爲に入る第一歩を供するものである。



一年前に在つては吾人は海外に僅に十四萬五千九百十八人の將卒を派遣したに過ぎなかつた。然るに其後吾人は百九十五萬九百十三名即ち一箇月平均十六萬二千五百四十二名を送つた。而して一箇月の送兵數は實に去る五月に於て二十四萬五千九百五十一人、六月に於て二十七萬八千七百六十人、七月に於て三十萬七千八百八十二人、而して八月に於て二十八萬九千五百七十人、九月に於て二十五萬七千四百三十八人に増加した。斯の如き多數の軍隊を之に相當する武装及び軍需品と共に三千哩の波濤を横斷して、非常なる敵襲の危険を冒して輸送した。

此危険は終始變らずに何時突發するかも知ることが出來ずして、豫め之に備へんことの極めて困難なる性質のものであつた。而も尙ほ此の大輸送に當り、敵襲に依つて喪失した兵員は僅に七百五十八人であつて此の中六百三十人はオルクネー群島附近に於て撃沈された一英國運送船の乗組者であつた。

此の大軍隊及び多額の軍用品の輸送を爲さしめたるは余は特に諸君に告げることを要せぬ。それは内國工業の組織と及び其生産上の活動力の後援であつて、而して是等の者は何れの同盟國に於けるよりも方法に於て完備周到たるものにして、其効果に於て効力が卓越し、而して目的及び努力に於て生氣に満ち、一致の精神に富む者である。是より先約三年間人の努力を極度に要求する焦眉の急務に従事した各國民の經驗は大に吾人を裨益した。彼等國民は之が爲に凡ゆる泉源、凡ゆる能力の限りを盡した。吾人は初め彼等の生徒であつたが、忽ちにして夫れを修得し即座に且つ容易に之を實行した。此事たるや實に吾人が比類のない精力と迅速なる實行とを以て世界の爲めに盡し居たといふ大なる誇りを是認するものである。けれども余が聲を大にして叫ぶ所のものは物質的に規模や、用意が周到で能率の高い事又は設備の完全神速であつた事でなくして、實に吾人が送りつゝある將士及び海面を支持せる海員の憤激せる衷心と其の背後

に立てる國民の精神に存する海陸の將士であつて、戰の試練に對して之より敏活に取掛つたものである。又此の試練に着手するや之より大なる勇氣と成功とを以て其の任を盡したものでない、戰爭を最後の勝利に推進めた大なる道程を指導する事に參加した人々は今や其の總てを忘却し、而して如何なる事を我國人が爲したかと云ふ話を以て吾人の心情を喜ばしめる彼等の上官は吾人が畢生の努力を要求する大任務の何ものなるかを諒解して、不撓の勇氣と不敵の精神とを以て上はバーシク。シムスより下は年少の中尉に至るまで、事の大小を問はず凡ゆる場合に卓絶せる成績を以て護送と戰爭との任務を遂行した。而して其の部下は又己を辱かしめぬもので彼等は殆ど命令を下す要がなく、欣々然として進んで恐怖すべき危険に當り、又素早く其の彼等の如何なるものなるかを知つて、直に之を行ふ底のものであつた。斯の如く智勇兼備の人々と同胞であることは、誠に誇りとすべき事である。留まつて國に在るものは又其の義務

を竭した。其の義務を竭すことがなければ、勝利を得ることの出来なかつたであらう。奮闘した戰捷の機會を示すことが出来なかつたであらう。否吾人は後永くサン・ミエール又はシャー・チエリーに戰へる人々と共に戰つたと話すものがある時、吾人は其場に居なかつた事を悔い、惜しむべき男兒の身を空々に費消せんことを自ら呪ふであらう。大勝利を博した是等の日の追憶は是等幸運なる人々と共に其の墓までも隨伴すべく、其の人々は孰れも甘い追憶を有することがなくして年老いた人々は忘る否有らゆるものは忘れられるであらう。而も黄泉は彼が其日に如何なる功績を擧げたかを記憶するであらう。吾人が深甚の歡喜を以て神に感謝すべきことは我が國人が全世界の運命が、危機一髪に迫つた際戰に参加して、潮流の方向を轉換し、安危に關はる難關を一掃して形勢を轉じた一事であつて、其後敵が後退に後退を重ねて、何時も後退又後退の外なく最前前進することが出来なくなつた。

斯く中歐帝國の支配者が敗退を自覺するまでに僅に四ヶ月あつたのみで、今や其の帝國は破産に瀕した。此の敵狀と相比すれば、我が國民の精神は如何に美なるぞ、意圖の一致熱情の熾烈國民の力の美なる表面に通じて見るべき意圖の高崇遂行の不撓不屈が如何とか爲すのであるか。余が前に言ふ如く本國に止まつて經理と物資供給の任務に従事したものが居常其の勞力によつて支持し來つた出征軍人中に加らすことを希ふといふけれども、吾人の本國に在つたものが必ずしも恥としない。吾人は一切の利益を全く抛つて渾身の教養と能力を傾注して國家の大企業の核仁たるものを供出するに努めた純良なる人々の間にあるを以て壯快とする。是等の人々が日々月々の勞苦を彩つた愛國心無私渾身の奉公及卓越せる能力を塹壕及海上に在る陸海軍將卒と相伍して愧ぢないものである。嘗に華盛頓に於ける人々のみでなく、彼等も亦實に大事業を指導した。或は工場に於て、或は田畑に於て、或は炭坑の底、鐵山、銅山に於て其他苟く

も工業原料の採取される凡ゆる處に於て、又造船所に於て、鐵道に於て、船渠に於て、海上に於て、凡て戰爭の將卒を支持する必要な凡ゆる勞働に於て彼等は競つて其任務を果し、且つ之を美事に成就した。彼等は如何なる將卒に對しても、吾人も亦戰勝を得んがために努力し、且つ陸海軍をして勝利を確保せしめんが爲めに吾人の最善を盡したと言ひ得るのである。婦人に於ても亦彼等が従事せる各種の任務を速かに成就した臨機の智能が、彼等の行動に訓練を與へ、彼等の企てた總べての事業の効果を増進せしめた組織上、及び協力上の彼等の能力、彼等が未だ曾て手を觸れたことのない業務に對した態度、彼等が爲した所、及び彼等が捧げた所の自己犠牲、彼等の貢獻等に對して吾人は讚嘆の辭がない。彼等は米國婦人の歴史に新なる光彩を加へたものである。彼等婦人の功績に對する吾人の極めて些かなる報酬は彼等をして政治上男兒と同等の權利を保たしむることである。何となれば彼等の従事した凡ゆる實務界に於て自己の

爲にも國家の爲めにも、身を以て其の平等を立證したからである。若し彼等婦人に與へるに此の正義の行爲を以てしなかつたならば、吾人は完全なる戦勝を獲た其の芽出度い日も悲しいのであらう。此上多くの實際的貢獻の外に我國の婦人は我國が世界の苦める人民及び各國の軍隊に食品、其他共同目的の爲に種々の物品を給與せんとて我國民も熱心に賛助した組織的節約の主動力と爲つた事である。斯る事項の詳細は之を十分に記述することが出来ぬといふけれども、吾人は誠心誠意を以て此事業を遂行した。吾人は吾人が斯る事項に縁故あるものであると言ひ得るを神に謝する。吾人は今や凡ゆる犠牲を拂つた所のものに對して大なる勝利を獲得すべき確信を有する。勝利は既に完全なる状態の下に來た。吾人は今成功の誇と成巧の日の速に心中に起り來る所の靈感とを以て再び講和の事業即ち無責任なる帝王及び野心満々たる軍閥派の犯行を抑止する確實なる保證を收むる事業に着手して、新しい秩序正義公平なる待遇の途を開く

に努めんとする。吾人は平和に秩序と組織とあらしめなければならぬ。是れ實に自國民の爲のみならず、廣く吾人の救ひ得る全世界國民の爲めである。國際的正義として吾人は單に國內の安寧を求めんとするものでない。吾人は最近歐洲亞細亞近東及び極東に對して吾人の理想を詳述したが、來るべき講和と又近く吾人の眼前に於て成就さるゝを要する調節との事に關しては殆ど論述した事が無い。吾人は世界各國との關係を整理せんとすると同時に、吾人が先方との誤解の凡ゆる原因を除去して、吾人が眞に友誼を思ふの證憑を與へることは最も重要事ではないか、余は元老院議員諸君が未だ批准を経ざるコロンピヤ共和國との友誼は調和を圖らんとする條約に對して再び陳述を許されんことを望む。余は此の緊要事項に對して、敏速に賛意を表されんことを熱望する。余は元老院議員諸君が、此問題の今や單に公正の精神を以てのみでなく、寛容の精神を以て又吾人が今幸ひにも踏み入れる新時代の精神を以て處理すべき階段に入れ

ることは、余と感を同じうすべきを信ずる。平和の復歸を吾人の國內問題として考慮すれば、此問題は經濟及び産業の改造問題である。吾人に取つては、此問題は吾人よりも親しく戦争の破壊と損害とを被りたる諸國民の如く、爾かく重大でない。加之米國民は人の指導訓戒を俟たずして、此己れの職務を解して敏捷多智目的の自ら定まる行動に自信がある。吾人が米國民を指導すべき約條を求めんとすれば、直に絶望的に自ら苦しむに至るであらう。何となれば米國民は人の言を顧慮する處がなくして自ら行くべき道を進むべくあるからである。吾人が米國民の立法上、行政上の代表者として爲し得る所は、吾人が各方面に於て際會することのあるべき現下の過程に於て調節の勞を取るにあるのみ、余は人の構思して幸福なる結果を齎らすことを期すべき計畫に關して多くの論議を聞いたが、吾人は吾が生氣潑洩たる實業家並に自信ある勞働者に對して柔順服從等を強ひ得やうと思ひ得らるゝが如き戦後改造の一般方策に關し

て未だ何れの方面よりも聞く所がない。戦争繼續中吾人は妥當の機關を設置して之に依つて必要なる國內の諸産業を監督して、物資の十分なる供給を確實ならしめ、一時弛緩し得べき計畫を中止して戦時中最も有要であるとする所の産業を奨勵し、政府の購賣局をして信用缺くべからざる物品物資の價格に確實なる取締を爲さしめて、敵國外人との通商を禁示せしめ、出來得る限りの船舶を収用して、無用の紛争混亂等を起さしめざるやう公私間に秩序ある財政上の取引を爲さしめた。換言すれば之に依つて國內のあらゆるもの物質的エネルギーを擧げて裝具とし、共通貨物を牽引する任に當らしめ、吾人をして相一致して大事業の遂行に従事せしめんとするに在つたのである。然れども休戰條約調印の報を得ると共に、吾人は是等の裝具を取除いた。政府が軍隊の供給に必要な産業の遂行に事缺くの虞があると認めて自ら干渉を敢てせる諸原料は再び普通取引の自由を許さるゝに至り、全産額全機關を政府の掌裡に委ねしめた大規模

の諸産業機關は戰前の状態に復歸せしめらるゝに至つた。唯食料並に船腹の管理のみは此際急速に廢止することは不可能である。何となれば世界は尙我國の穀倉に俟つ所が多く、船舶は出征將士への供給の爲めに事情の許す限り成るべく急速に出征將士を歸國せしめる爲めにも尙未だ其の要が極めて多いからである。而も是等食料船舶に對する制限と雖も、漸次可能の範圍内に於て其度を緩め來り、日を逐うて愈々寛大の度を増して行かんとする。

戰時産業局、戰時通商局、労働者及び食料管理局が其の組織を完全にした以後に於けるが如く、偉大なる労働を組織し、偉大なる産業を管理せる機關は、建國以來未だ其例を見ない。而かも是等の機關は何れも孤立的のものでない。且つ政府、各省を代表する諸民に依つて統轄せられ、従つて統一と共同の中心を爲した。斯る故に政府當局は事實上敵の全敗を意味する休戰條約の調印を確認せる以來、此等諸機關の抱懷する智識を國內實業家の用に供し、如何なる點、

如何なる事柄に於ても希望に應じて適宜の盡力を辭せざらしめんとするを以て其方針とした。戰闘の終熄を告げて後三週間此の間に於て平和状態に還るべき過程の進捗が如何に迅速であつたかは眞に驚嘆に値するものである。此の道程に徴すれば、今後人々の爲め何等の調査機關を供へる事を要しない。何等の幫助をなすことを要せざるを思はしめる。之を指導せんとするのも容易でなくして、更に其自ら指導する所に放任するに如かざるべく、米國實業は創思専行に敏速なるの長所を有する。けれども普通の個人的創思専行の制は我が歸還兵士の爲めに迅速に職業を授くることが出來ぬ。訓練を経た能力の所有者、熟練なる職工、確實に就職の途を有する者、直ちに農地に赴くの決意を有するもの等、凡て自己の才識を認めらるゝか、又は雇傭主の待構へる者は、其地位と職業を得るに困難を感じないであらう。けれども歸還兵士の中には彼等の就職の爲に力を盡す者がなければ、生活の道に困惑する者も定めて之れあるであらう。

異常なる勞力過剰は恐らく避け得ざる現象であらうけれども、之を自然の成り行きに放任するのは非である。故に余の觀る所では腕に覺えのない勞働者の爲めに機會を作るべく、各種の公共事業を發達せしめて、我國の土地と富源を從來吾人の敢てする勇氣のなかつた程度に開發せしむるの策を建てるのは正に今日の急務である。此點に就て余が特に諸賢の注意を乞ひたいのは、内相が不毛の土地を開拓せんが爲め年表に依つて發表すると共に、議會委員の前に提案したる實際的計畫である。若し各州で此計畫を助けて其の爲すべきところを爲すならば三億エーカーの土地を開墾し得やう。聞き及ぶ所では西部のみで現在不毛地であるけれども、方法が宜かつたならば、之に灌溉の便を與へ得る地域は千五百万エーカー乃至二千萬エーカーに及ぶといふ。又山林を切開いて而かも未だ開墾の法を講せず荒廢のまゝに委した地域が二億三千万エーカーあつて全國に點在する。更に又沼澤地として放棄せられる地區が時に洪水の厄に會する地

區及び牧畜以外に用を爲さざる程度に濕潤せる地區であつて、之を乾硬し保護し開發し得る望みが十分なる土地が八千萬エーカーある。議會は内務省に委任せられた計畫、經費を擴大にすれば、既に着手せられたと解し得べき不毛地開拓の爲めに多數の歸還兵士を使用する權限を有するのである。吾國農地の處理を適宜にすれば、自らを助くるに懶惰ならざる人士の爲に、最良の機會を與へる地方乃至農業の開發は必ず可能である。而して吾内務卿は諸賢の賛同を促し得るに足る方法を講ずる於て成案を有した、予は既に一時或は恐らく長時に亘つて船舶の管理を必要とする所以を述べた。此れ何となれば、第一には海外に於ける我軍隊の當然受くべき優先權に對して、次ぎには最近解放された諸民族を飢餓より救出し、且つ幾多の蹂躪された地方を永久的荒廢より免れしめんが爲、船舶の調節を必要とするからである。予は白耳義及び北部佛蘭西の需要に關して特に一言しなければならぬ。賠償の形式を以て如何なる全額を支拂つ

ても、今後數年間絶望的不利の状態より兩國を救済するに何等の用を爲さざるべく、即ち金錢以上他に何等か屬する所がなければならぬ。若し彼等が明日でも巨額の金と原料品を有することを得るならば、今後の世界産業界に於て相當の地位を占め若くは彼等が開戦前支持し居た重要な地位を恢復し得るであらう。彼等の工場の多くは焼却せられ、機械工具は破壊又は奪ひ去られ、人民は四散して、最も優良なる勞働者は死亡した。彼等は何等か特殊の方法に依つて幫助を受け其の焼失せる工場を再築し、喪失せる製造機具を再設することが出来なければ彼等は他人の爲めに其市場を奪はれるであらう。彼等をして將に開始せんとする物資の獲得及び産業上の便宜に對する激甚なる競争場裡の浮沈に遺棄し去らしむべきでない。故に予は議會が吾人が進んで獨逸の脅威より救出せんと努力する其等の國民、即ち吾人が認めて以て悲惨なる競争場裡に苦惱せしめるに忍びぬのである。其等の國民の爲めに輸出乃至供給上の優先權を設定す

る權限を戦時通商局に賦與せんことを望む。又我國自身の實業調整を堅實ならしめて、之に便宜を與へんとすれば、本年度、明年度、明後年度に徴課すべくあつた特別税を直ちに廢止することが何物にも優つて肝要である。租税の負擔は實業界の爲め政府の穩健なる財政方法の許す限り除去せねばならぬけれども、米國の大緊要産業を指導する人々には、今後數年政府が如何なる義務を負ふかを成る限り精確に知了せしむるを要す。本問題に關する各不定問題を定めることに於て、正當に之を討議する爲め、必要な日數よりも一日でも長く遷延するに於ては國家に重大な影響を及ぼすことを免れない。是等の不定問題が悉く除去せられぬ限りは實業界の改造が成功をいひ信賴すべきをいうても無用である。若し戦争が必然的に繼續するに於ては、一九一九年度中租税に依つて八十億弗を下らぬ金額を徴收せざるべくあつた必要があらう。然し戦争は今既に終熄した。此の金額を六十億弗に減することを安全であるといふ大藏卿の



意見に同意する。今日の形勢を以てすれば政府の経費を急激に輕減することを得ない。軍用品の購入の爲めに締結せられた契約は速かに解約精算しなければならぬけれども、之を急にすれば反て今後數月間大藏省に大負擔を與へる結果を見るであらう。

大洋の彼岸には尙我軍隊を駐屯せしむる必要がある。此軍隊の大部分は占領期間中は歐洲に留まらなければならぬ。而して本國に召還する軍隊は、數個月に至る巨額の経費を以て之れを輸送し復員するであらう。戦時負債の利子は勿論支拂はねばならぬ。而して戦時負債に關する政府の債務を履行すべき方法を講じなければならぬ。然れども彼等の要求額は戦争繼續に要する経費に比して遙かに少額な事は論を俟たない。六十億弗を以て本年度の財政運用に對する健全なる基礎を定め得るであらう。大藏卿は現行法律に依つて調達し得べき四十億弗以外の必要額二十億弗を戦時契約及び純然たる戦時事業の利得より徴收す

べく、而も是等の徵税は戦時契約に基く事業より一九一八年若くは一九一九年度に得た戦時利得に限るべきを提議したが、予は大藏卿の意見に全然同意するものである。予は又諸君に對して一九二〇年度に納入すべき租税を六十億弗より四十億弗に減すべき準備に着手せよとの大藏卿の提議に賛成せられんことを慫慂する。是より不確定なる手段方法に出でたならば、それは國家が將に通過すべき最も重大なる産業整理時代に對して疑惑と混亂とを加へよ。斯くの如き状態を惹起し若くは永續せしめる責任を負ふことは、國家の重要な實業的利益を念とするものゝ忍ぶ能はざる所である。此際極めて決定的なる條件を直截明白に陳述するは經濟的復活及び迅速なる産業的發展に缺くべからざることである。而して吾人が直ちに其の實行に着手して、總べての疑問を一掃するに於ては、此經濟的復活と迅速なる産業的發展とは期して待つべきである。予は勿論參戰前に吾人の着手せる海軍計畫を議會が實行すべきを信ずる。海軍卿は右

海軍計畫に次ぐ三箇年間繼續建造計畫に關する部分を委員會に提出して其協賛を求めた。此計畫は戰爭の特異的狀態に基けるのでなくして、海軍發展の一定方針に添ふべき目的を以て、議會の確立せる政策に従つて編成せるものである。予は此政策を引續き遂行せんことを熱心に慫慂する。未だ決定せざる將來の世界政策に對して、我計畫を整理せんと企てるのは策の得たるものでないか。明白なるものである。余をして最不安を感せしむる問題は、鐵道に對して執るべき政策の問題である。余は腹藏なく此問題に就て諸君に諮らんとする。此に就て余は自身確乎たる判斷を有しない。予は又此複雑なる問題に就て、何事か知る人で思慮あるものが、如何にして判斷を下し得るかを知らない。此は實に研究を要する問題であつて、而も即時何の偏頗も偏見も無く研究すべき問題である。されども特殊の解決法に偏する黨人となつては何等得る所がない。(中略)吾人は來るべき陽春の候迄には條約を締結して正式に戰爭を終結せんことを

欲するものである、此の機會に於て、余は議會に對して予の意志を發表しやうと思ふ。

余は中歐諸國に對抗して、今回の戰爭に相提携した諸國政府の代表者と具に巴里會議に列して、共に媾和條約の大綱に就いて議せんと欲する。余が此期節に當つて國を離れる爲めに生ずる非常なる不便は予は之を知つてゐる。けれども予の渡航は予が最高の義務なるが故に熟慮の結果予は是非とも行かざるを得ない。而して其の理由は予と同じく諸君等も承認せらるることと信ずる。聯合各國政府は予が去る一月八日議會に於いて述べた媾和の基礎條件を受諾して、中歐諸國も亦之を受諾した。而して彼等は親しく其の條件の解釋及び適用について余と協議せんことを希望し、又それは甚だ望ましいことである故に、無私の心より吾人の政府が關係諸國の共通利益たるべき平和克復の爲めに、貢獻せんの衷心の希望を充分に表明せんが爲に協議に列するのである。今協定せらる

べき媾和は吾人及び世界の各人に對して等しく最も重要であつて、予は之に超す所のものがあることを知らない。勇敢なる我陸海軍隊の將士は理想の爲め自ら進んで戦つた。彼等は其理想が彼等の國が理想なることを知つたのである。予は此等の理想を言明せんと努力した。而して予の理想の陳述が聯合國政府の容れる所となつた如く、彼等は自己の抱懐せる思理と目的との實質を備へたものであつて、又之れを受入れた。予が此等の理想に對して偽り又は誤つた見解を下すことがなく、又其の理想を實現するために、凡ゆる努力を盡して毫も間然する所が無いことを見得るは偏に彼等の賜物である。今彼等が生血を以て獲得せんとするものを獲得せんが爲め、全力を盡すは予の責務であつて、予は之に優る必要なる職責があるとは考へることが出来ない。余は諸君と共に大洋の彼岸に於ける事件に密接なる接觸を保つべく諸君は予が行ふ凡ての事を知悉するであらう。英佛兩國政府は予の要求を容れて、二週間前まで行つた新聞電報

の檢閲を全然撤廢した。而して今や敵國と商取引を爲さんとする通信に對するものを除く他、當局に於ては檢閲なるものはないのである。巴里と國務省の間及び佛蘭西と陸軍省との間に何時でも使用し得べき海底線を保持する必要がある。出來得る限り他の電報の使用と牴觸することがなく之を行はんが爲に、予は二線が單一なる系統の下に使役される様に一時其管理をなすとした、予は最も熟練せる當路者の建言によつて來るべき數箇月の報道が大西洋の兩岸相互間に、極めて自由に出來得る限り遲滞なく行はれることを庶幾する。予の希望に副はん事を諸君冀くば予が大洋の彼方に於て、遂行せんとする重大な任務に對し、又我等が國家の主義目的を忠實に解釋せんとする予の努力に對して、予が諸君の一致せる援助の下に、勇氣を奮ひ、且つ一層の力を保有し得んことを、予は此任務を遂行するに當つて、其重大且つ困難なことと信する、予は又其責任の極めて重大なることを熟知して居る。予は國民の下僕である。予は如斯き

使命を遂行するに當つて、毫も自己一身の思想、若しくは目的を容れることが出来ぬのである。余は余の裡に存する最良のものを共通の解決に與へんが爲めに行かんとするものであつて、今や余は聯合國各政府の主腦者と商議して、此解決に到達せん事に力を添へなければならぬ。余は諸君の友誼と奨励とに依頼すべく、又余は隔絶されぬであらう。海底電線と無線電路とは、諸君が余を必要とする如何なる商議、如何なる任務に對しても之れを利用し得べく、又余等が處理すべき内治上の重大問題と絶えず連絡を保ち得べきことを欣幸とする。余は出来る限り、余の不在を短時日ならしめやう。而して余は米國が從來努力し來つた大理想を實際の行動に顯はす事が可能であつたとの幸福なる保證を帶して歸還せんことを欲するものである。

## 教育の目的

大統領及總長閣下、余は巴里の偉大なる大學が余に授與せられた榮譽に對して痛切に感謝する。又同時に其生涯と其の名聲とは、巴里大學の歴史をして、世界各方面に於ける有識者間に賞讃を博するものたらしめたる學者の大社會に加入する名譽を與へられた事を最も欣幸とする。閣下、閣下は佛國に於て、遵奉せられ又余が米國に於て奨励せんと試みた教育の原理に就いて云々せられるに依り、余も亦此の好題目に就いて一言を試みんと欲する。閣下、余は常に惟ふ教育の主要目的は靈魂を覺醒せしむるに在る。而して常に吾人に感動を與へる文學に於て、其最も偉大なる且つ最も高尚なる特徴は、人間精神の表現にあると同じく最善の教育は人間精神の神祕を洞察せる人々の言語に依つて、各時代を通じて鼓動せる人間の脈搏を感動せしむべき教育であると。而して余は吾

人の經驗せる戰慄すべき戰爭が常に國民と國民との戰爭であつたのみでなく、相容れざる文化と文化との戰爭であつた旨を述べられた本日の學位授與式辭の趣旨と同一の意見を有するものである。即ち一方は良心を無視して、科學を應用して、學問より其道義的抑制を奪ひ、且つ心力の限を盡して、全人類の非行を行はんとする侵襲主義にして、其一方は人類の崇高なる傳統に淵源せる主義にして、此主義は不屈不敗の精神を有する人々の鬪争を追懷せしむる。即ち此等の人々は光明に向つて奮闘し、何物よりも自由を得んが爲めに努力したものであつて、其或ものは微にして顯はれぬけれども、其或ものは史家に鮮明である。此の戰爭に於ける自由の勝利とは、自由の精神が全世界を支配するに至るべきを意味するものである。今や道義の大風潮は全世界を風靡しつつある。而して此風潮に逆はんとするものは屈辱に終らざるを得ない。媾和问题解決のため、既に此の地に集まつたもの、及び此の地に集まらんとするものゝ任務の如

何は、是等の人々が何人をも支配するものでない事實に徴して明かである。彼等は人類のために盡さんとするものである。故に若し吾人にして人數の委任を無視するに於ては、吾人は世界史上に於ける最も顯著な當然の大失敗を招くであらう。國際聯盟に對する予の概念は正に如斯くである。國際聯盟は人類の組織的道義力となつて全世界に作用しなければならぬ。而して何時でも、非行及び侵襲が計畫せらるゝ場合には、此良心の探海燈を以て、之を照射し、世界の幸福に反して汝の胸中に藏する所の目的は、何物か、と問ふであらう。斯くして祕密の一端でも暴露すれば、有ゆる問題は、大抵解決し得るであらう。蓋し中歐諸國で戰爭の目的を議せんか、僅に二週間の日子を費したならば、戰爭は遂に勃發しなかつたであらう。元來戰爭の目的は、一ヶ年位の日子を費して議すべき筈であるが、若し中歐諸國が之を議するに、一ヶ年を費すべく余儀なくしたならば、戰爭の破裂は之を想像することも難かつたであらう。本日既に述べ

られた如く、余は此の戦争を以て其の精神に於て大學と密接なる關係を有するものであると思惟する。大學の精神は人心を束縛するが如き一切の事柄を容認しないのである。大學の精神は理想の向上、真理の認識及び人生の淨化を阻碍せんとするが如きものを容認せぬのである。而して何れの大學出身者も、各大學が一意其の遵奉に努めるゝある真理の精神が遂に勝利を占めたとの感情を以て現代の諸勢力と其行動を共にして可いのである。

一大國民の公的生活の中に大學の精神を注入し得たるは、余の特權であつたのである。而して諸君は本日此の非常に鄭重なる儀禮を以て、余に光榮を與へたるは何よりも先づ余の代表する國民に榮譽を與へたものと感ず、余は余の表現せんとする精神が國民の精神なることを知るのである。余が彼等の爲めに力を致す事の益々大なれば、余は愈々自由の主義を進捗せしむるを得るであらう。故に余は此名譽に對して、衷心より感謝の意を表するものである。

### モンロー主義を高唱す

#### (一)

上院議員諸君！去る十二月十八日余は現下交戦國各自の政府に同一主旨の覺書を送り、彼等が媾和成立を可能なりと思惟する條件を從來交戦國双方側の開示した所よりも更に明確に開示せんことを申入れた。蓋し予は人道の爲めに、又多く吾人と同じく戦争に依りて重大なる利益を絶えず脅かされつゝある中立諸國の權利の爲めに發言したのである。

中歐列國は共同して單に媾和條件商議のため何時でも其の對手方と會合すべき旨を答へたばかりである。協商列國の回答は此れに比し遙かに明確であつて、彼等が満足な解決に避けることの出来ない條件と思惟する處置、保障及び懷舊の諸行爲を、一般的措辭とはいふものゝ、吾人をしてその細目なるを知らしむ

るに充分な程度に於て開示した。

(二)

吾人はそれだけ現戦争の終結すべき媾和の明確な商議に近づいて居るのである。吾人はそれだけ向後の世界平和を支持すべき國際協調の商議に近づいて居るのである。この戦争を終結させる講和のあらゆる商議には、斯る大災禍が再び吾人を壓倒するやうなことを、實際上不可能ならしむべき或る明確な列國協調の該媾和に伴はるゝを以て、當然としなければならぬ。凡そ人類の愛護者たるべき人は、凡そ狂氣でない限り、思慮の深い人々は皆之を以てその當に然るべき所としなければならぬ。予が今回敢て諸君に向つて演説を試みんとするのは、他日國際平和の基礎を、全然新なる設計に於いて確立する必要が生ずるに當り、我政府は如何なる義務を盡さなければならぬかといふことに關し、予の心の中に形成しつゝあつた所信と目的とを腹藏なく披瀝するを以て、予に協

力して國際義務遂行に最終決定を與へる顧問としての諸君に對する義務であると信じて居つたからである。

(三)

其大事業(世界平和確立の設計を指す)に合衆國が何等の役割をも持たないとは思へない。否な、進んでかゝる役務に参加すること彼等が高き榮ある希望もて、新國家を建設せし此方彼等の政策の其精神と目的、並に政府が賛同の裡に執り來りし處置により終始一貫、自由の道の指導者を以て任せんとして待ち設けた絶好の機會ではないか。彼等は名譽に懸けても、其の將に記されんとする役目を引受けなければならぬ。彼等は決して引受くるまいとするものではない。唯だ、彼等は彼等自身に對し及び世界諸國民に對し、如何なる條件の下に彼等が心の儘に其の役目を果すことが出来るかと感ずることを、告白するの義務がある。それは即ち全世界の平和と正義とを保障しやうとする他國民の權

威と強力とに、彼等の權威と彼等の權力とを加へることに外ならぬのである。斯る解決は決して等閑に附すべきことではない。事ここに至るに先ち我政府が我人民に對し平和同盟を公然且つ森嚴に賛同せんことを慫慂するを正當とすることと信ずる諸條件を卒直に提出する方がよいと思ふ。予は茲に於いてか其等の各條件を開始しやうと思ふ。

第一に現戦争は終結しなければならぬ。然れども吾人は全人類の輿論に對し公正と敬意とを表せん爲めに豫め斷言しやうと思ふ。吾人が將來の平和保障に参加しやうとする限り、戦争がいかなる方法により、又如何なる條件に於て終結するかにより、大差異を生ずるといふことをいふのである。それを終結する條約並に協定は保障し且つ持續するに足るべき平和、交戦諸國各個の利益並に直接の目的を達するに止まらずに、全人類の賛同を得べき平和を形成する諸條件から成り立つて居らなければならぬ。勿論吾人は其條件の如何なるものなる

かを決定するに就ては發言權を持つて居らぬけれども、萬國の盟約に保障された永續的の條件であるか否かに就いて、予は吾人に發言權があると信ずる。そして恒久な平和の前提として、何事が根本的であつて且つ不可解的のものであるかに就ての吾人の判斷は、事遲きに失せざるに先ち後刻といはず、今こゝに公表されなければならぬ。

新世界を包有せぬ共立平和の盟約は、到底戦争に對する將來の安全を保つに足らぬ。而も米大陸の諸國民が參加して保障することの出来る平和は唯一種あるばかりである。

#### (四)

其平和の要素は、米大陸諸政府の信頼を得、且つ其主義を満足せしむるものでなからねばならぬ。米大陸諸國民が常に懷抱し、擁護しやうと努めた政治的信念並に實地的斷定に抵觸するものでなければならぬ。



米大陸の何如なる政府も交戦諸政府の協定すべき媾和條件の如何を問はず、之に容喙し又は其成立後之を覆さんとするものでない。唯予は交戦國のみの平和條約に止るに於ては、交戦國自身と雖も、満足しないといふことは言を俟たぬことと信ずる。協定の成立は必ずしも直ちに平和を確定するものではない。其解決を永久的に保障しやうとするには、現今戦うて居る何れの國の實力よりも、又從來形成せられ又は企圖された何れの同盟の實力よりも、強大であつて、如何なる國も亦向後生ずる如何なる國家聯合も、敢て對抗することの出来ない一協力の作出さるゝことを絶對的に必要とする。若しやがて成立する所の平和の永續を期せんとするならばそれを組織された全人類の最大強力によつて確保せられる平和でなければならぬ。來るべき媾和條件の如何に依つて、斯る保障の確立された平和であるか否かを知ることが出来るであらう。世界將來の平和並に政策は悉く懸つて次の問題にある。それは現戦争は正しく且確固たる平和の爲

の争闘であるか、將又、單に新なる權力の均衡の爲めの争闘なりや。

(五)

若し現戦争を以て、單に新なる權力均衡の爲の争闘に過ぎずとするならば、新解決の不動なる平衡は、果して何者が保障しやうとするのであるか、果して何者が保障し得るか。靜穩な歐洲が始めて能く安定せる歐洲たることが出来るのである。權力の均衡ばかりでなく、權力の團變もなければならぬ。組織立つた競争ではなくして、組織立つた共同平和がなければならぬ。幸にして吾人は此點に關して、明らかな保證を得た。交戦國双方側の政治家等は、誤解の餘地なき言辭にて各自の對手國を壊滅しやうとすることは其目的でないといふことを述べた。此等保證の含蓄は必ずしも凡ての人に明白なるといふことが出来ぬ。又大洋の兩岸に於て必ずしも同一でないであらう。予は之に關し吾人の解釋した所を披瀝することは無益なことと無いと信ずる。

それは第一に勝敗なき平和でなければならぬといふことを意味して居る。予は此言を放つを快しとする者ではないが、予が予自身の解釋を附するを許さるゝと共に予の思考中には他に何等の解釋も存せぬといふことを推察して貰ひたいのである。予は唯忌憚なく現實の前に立つばかりである。勝利は敗者に對する平和の強制を意味して居る。勝者より被勝者に課せられる條件を意味して居る。それは強迫に依つて忍ぶことの出來ない犠牲を拂ひ、屈辱の裡に承引せられたものであつて刺傷と忿怒と苦き記憶とを残すことであらう。斯る基礎の上に置かれた平和は決して永續的なることは出來なくして、流砂の上に置かれたものと何等擇む所はないだらう。對等者間の平和、即ち平等並に共同、福利の共同加入を其原則とする平和だけが獨り能く永續することが出来る。永續的平和を確立するの必要は領土又は人種的竝に國民的隸屬關係を正しく解決するの必要に毫も譲る所はない。

## (六)

平和の永續を計らうとするならば、其基礎たる國家の平等は權利の平等でなければならぬ。交換される所の保障は國家の大小強弱の差別を承認し、又は包容するものでなければならぬ、權利は個々の國家の力を基礎とするものではなくして、相援けて平和を存立させる諸國共同の力を基礎としなければならぬ。只領土及び資源の平等、其他一般に各國民が平和的平等であつて、そして正當な發展により達しなければならぬやうな種類の平等を期するは勿論不可能である。誰でも希望し且つ期待する所は權利の平等の外に出でないのである。今や全人類の欲求する所は生活の自由といふことであつて、權力の平衡といふのではないのである。

組織立つた國民間には更に權利の平等よりも重大視しなければならぬことがある。政府がその正當なる權力を被治者の許諾によつて得るといふこと並に人

民を恰も物品かのやうに主權より主權へ轉々させる權利は決して存在しないことを精神として認容せぬ平和は永續することは出来ない。又永續させるべきものでもない。

## (七)

今その一例を擧げて見れば、何處の政治家も統一せる獨立の且自治的な波瀾を存立させなければならぬといふこと、又將來に互りて生活、信仰、並に産業的及社會的發達の侵すことの出来ぬ安泰を、從來彼等と相容れざる信念及目的を有する政府の権力下に在つた凡ての人民に對して、保障されねばならぬといふことに就て異議のないのは當然の事と思ふ。予が此言を爲すは、敢てかの米大陸に自由を築き上げんと希うて來た人々の熱誠に懷抱せらるゝやうな抽象的政治方針を宣傳しやうと志す爲ではない。明らかに缺いてならぬと思惟する他の媾和條件に就いて述べたのと同じの理由に基くのである。即ち予は現實を卒直

に有の儘に發いて見やうと思ふからである。此主義を認容しない平和は必ずや覆さるゝを免るゝことが出来ぬであらう。それは全人類の好愛の上にも確信の上にも立脚することが出来ないだらう。人民を擧つて之に反抗しやうとする精神は鬱勃として抑ふことは出来ない。全世界も之に聲援を惜まぬことだらう。現世は其生活の安固である時ばかり能く平和であることが出来るのである。そして意思の反抗する所、精神の安靜も正義の念も自由の念も權利の念も無い所には其安固は到底之を索むることは出来ないのである。

自國の資源と自國の権力との餘蘊無き發展に努めつゝある各大國は事情の許す限り海洋への大道に直接の出入口を保障されなければならぬ。若し領土の割讓に依つて此事を成し遂げることが出来ないとすれば、平和其ものを確立する一般保障の下に直接の交通權を中立ならしむるに依つて成し遂げることの出来ることは疑を容るゝ餘地はないのである。各自互讓の精神を以て適當なる

協定を成立させることに於ては、如何なる國民も世界通商の公道へ自由に到達し得ない筈はない。そして海洋の通路は法律上も事実上も、共に自由でなければならぬ。

## (八)

海洋の自由は世界の平和平等並に共同に取りて必須條件である。海洋をして實際上あらゆる場合に全人類の用途の爲めに、眞に自由共通ならしめんとするならば、従来行はれて来た、國際慣例條規の多數を稍々根本的に改正するの必要が或は生ずるだらう。けれどもかゝる改正の動機は極めて力極くして避けることは出来ないのである。世界各國民相互間の信頼も親好も其等の改正が無くしては之を期することは出来ないのである。

諸國民の自由常住であつて迫害のない交通は平和と進歩との缺くことの出来ない一過程を成すものである。世界各國政府が、若し衷心より之に關する協定

を遂げやうといふ希望があるならば、海洋自由の原則を確立し保障するは必ずしも困難なことではない。此問題は海軍兵備の制限竝に海洋の自由と安全とを保持する爲めの世界海軍の協同に密接な關係を有して居る。

そして海軍兵備の制限問題から更に廣汎なる又恐らくは更に困難なる軍隊及び一切の軍事的施設の制限問題に到達するのである。此等の問題は實に重大であつて、極めて紛議を醸し易いけれども、平和がその溫い翼を擴げて来て、且つ永くこの世界に滞留しやうと望むならば、最も公明正大な心を以て之に臨み偽りなき寛容の精神を以て之を定めなければならぬ。讓歩と犠牲とを忍ぶことをしないならば、平和を得らるゝものでない。若し向後も世界の此處彼處に絶大な軍隊が依然として養成され維持さるゝならば、各國民相互間の安全と平等とは竟に之を實現することは出来ないであらう。世界の政治家は平和の爲め設計するところがなからねばならぬ。又、各國民は従來動もすると戦争を企圖

し殘忍な争鬪を準備した彼等の政策を平和の設計に更正しなければならぬ。海陸を問はず兵備問題は全人類竝に各國民の將來の運命に關聯する最も痛快にして且極めて實際的の懸案である。

## (九)

予は此等の大問題に就いて少しの遠慮もなく最も明白に述べた。それは平和に對する世界の熱望は此際何處からか、自由な聲言となつて發すべきものとしたならば、予は斯くの如くしなければならぬと見受けた。予は恐らくは、諸國民中高き權威の地位に在つて何事をも憚る所が無く吐露する自由を享有する唯一人を以て任ずるのである。予は一個人として述べてをるのである。而も又同時に予は一大政府が責任ある首腦者として述べつゝある。

そして予は合衆國人民が予をして言はしめやうとした所を正に述べたと確信する。予は結局予があらゆる國民に於ける、又あらゆる自由の筋書に於ける自

由主義である。人道の友たる人々の爲に述べて居る所を希ひ且つ信することゝ附け加へておかうと思ふ。予は到處の人類の無言の集團が其最も慕しい人と家とに死と荒廢との訪れたのを眼のあたりに見ながら、地位と機會とがない爲めに之に關して衷心の聲を放ち得ぬ者に代つて言つて居ると信じて貰ひたい。合衆國の人民も政府も予の指示したやうな條件の下に他の文明諸國と協同して平和の永續を保障すべきことを豫期し、予は一層の勇氣と確信とを以て述べた。何となれば、此聲言は吾人が國家としての傳習にも政策にも何等悖る所がないばかりでなく、寧ろ却つて吾人の從來職分として努力した所を充實するものであることは、苟も思考力ある人の凡てに、明かになつて居る所であるからである。

## (一〇)

予は諸國が一齊に大統領モンローの教義を全世界の政義として採用してくれ

たいことを提言する。即ち如何なる國家も其政策を他の國家又は國民の上に擴延しやうと企てることは出來ない。弱小も強大と相並んで各國民各自の政策、各自の發達方法を妨げられることなく脅かされることなく又恐るゝことなく自由に定め得なければならぬ。予は凡ての國が向後彼等を權力の競争に引入れ陰謀と我利的爭奪との網に捕へ、且又各自の内政を外來の勢力によつて、攪亂する虞ある同盟を避けんことを提言する。權力の協調には紛糾せる同盟の存することはない。皆同一の精神に於て同一の目的を以て一致行動を執るときは、各自は共同利益の爲に働き共同保護の下に各自の生活を營むの自由を享樂すべきである。

予は被治者の許諾による統治を提言する。又、國際會議の度毎に合衆國の代表員が其確信ある自由主義者たるを示す熱辯にて主張し、未だ海の自由を陸海軍をして侵略若くは我利的暴力の具たらしめず、單に秩序維持の一勢力たらし

むる兵備の節減を提言するのである。

是等は米大陸の主義である。米大陸の政策である。吾人は其他の主義政策を容るゝことは出來ない。そしてそれは又あらゆる現代的國家、あらゆる開明的社會の到處に具眼の男女が持しつゝある主義である。政策で——。それは全人類の主義である。必ず貫徹しなければならぬ。

## 米國の大抱負

### 對墨友情

諸君余は未だ曾て卿等以上に歓迎す可き諸士の團體と會見したことがない。蓋し余の在伊期間内に於いて、墨國人民が米國の對墨態度を一層完全に了解しなかつたのは、余が心痛事の一であつた爲めであつたからである。

余は卿等に向つて米國の態度は敦厚なる友情があるのみと確言し得やうと考へる。而して余は卿等が余の此の確言を明らかにす可き凡ての實證を手にして居られるであらう。此の米國の友誼は單に其の隣邦に對して、何等かの危害を加へやうとする類でなくして、進んで切に其の隣邦の爲めに努力せんことを冀ふ所の友誼である。余自身の政策即ち米國政府の對墨政策は凡ゆる點に於て、『墨國內政問題の解決は、吾人の關與するものでない。吾人は墨國自身の事件に

關しては、如何なる場合に於ても、墨國に干渉し、又は墨國を指揮する權利を有しない』との主義を基礎とした。卿等が一時は了解するに苦んだであらう。米國關係の一例を回想せよ、曩に吾人が墨國に出兵した際、吾人の切なる希望は當時貴國の政局解決を不可能ならしめんとしつゝあつた人物を驅逐せんが爲めに、卿等を援助せんとしたるに外ならない。吾人は他の目的の爲めに、我が軍隊を使用せんとする意を有しなかつたと共に、余は出兵に依つて貴國を援助した後、直に撤兵して、余がカランサ大統領を通じて貴國政府に與へた保障の眞實なることの具體的證跡を擧げ得んことを希望した。

### 誤報流布

目下余は其發源を獨人であると思ふし得可き或る勢力が全墨國に亙つて、米國の目的に關して誤つた印象を與へんとし、且つ雷に誤つた印象のみでなく、

種々の事件に關して絶對的虚報を傳へんとしつゝあるのを見て憂懼に堪へない卿等は憂懼すべき事件が今や我國の沿海に於て勃發しつゝあることを知るであらう。卿等は船舶の撃沈されたことを聞いたであらう。余は昨日カアダリヂアに於て發行される一新聞の切抜を手にしたが、之にはチエサビケ岬沖に於て、米國の戦闘艦が十三隻撃沈されたとの報道を記載してあつた。卿等は國民が斯る極端なる誤報に依つて惑はされることの如何に恐る可きかを知るのである。尙ほ其誤報は米國海軍省が、右戦闘艦撃沈の事實を祕密に附しつゝあると附言した。余は同新聞發行人が、全然誤つた印象を傳へる意思のなくして此報道を記載したことを疑はぬといふけれども、此種の報道は米墨兩國間に確執を起さしめんと欲するものと所業なることは明確である。

### 高潔無私

諸君、兎に角或期間に亙つて（余は其期間の短かゞらざるを望む）米國の勢力は、世界の政局に對して稍や透徹しつゝある事と信じる。透徹は即ち世界の最大國民よりも幾分有力でない各國民は、漸次吾人の切望する所は、私心のない奉公であることを信じ來つたからである。吾人は余世界の最強國民と拮抗し得るに足る軍事的基礎を有せざる諸國民の盟主である。而して余は米國が單に現大戰に由て國勢を膨脹せしめざるのみでなく、米國が何等の報償をも享受せざるべきを具體的に證明し得る日が來らんことを多少の誇りを以て期待するものである。斯の如きは絶對に公平無私の行爲の場合であつて、若し卿等は「米國民のみの立場よりすれば、此戦争は理想的目的の爲めである。」との保障程彼等を感じ奮せしむるものが無いのであらう。大戰開始以來三箇年間（即ち米國の未だ參戰しなかつた期間）内に余の經驗せる最大難事の一は、歐洲諸國外務省をして、米國は自國の爲めに何物をも求めない。米國の中立は利己的でない。若し米國



にして參戰せんか、それは戦争を利用して物質上の目的、領土、通商其他此種の何物をも獲得せんとするものでないことを信せしめんとするにあつた。某々國外務省内には余の個人的知友が若干あつて、彼等は余が吾人の目的の高潔なるを誓ふことが切であつたのを信じたが、然かも又余の言を以て隱遁者の理想的目的を語る學究的紳士の言であつたと思惟して居た。彼等は余が米國民の眞意を語つて居つたのを信じて居なかつたが、余は其眞意を語つて居たことを知つて居る。今日に於ては米國民と接觸する國民は何れも余が米國民の目的を披瀝して居たのを知悉せると信ずる。

### 對露同情

先夜余は米國赤十字基金募集運動開始に當つて一場の演説を試みた。余は露に關して言及する意がなかつたけれども、當時余は草稿を有たない。其演説中

余の心は、不知不識露國に馳せ居たので、余は米國が英佛其他諸聯合國と相提携するのと等しく確實に露國と提携すると云つたのである。余は當時の聴衆は此言に對して熱誠なる喝采をするであらうとは豫期して居なかつた。聴衆は風采立派にして語を代へて云へば、彼等は露國平民の困苦に對して特に密接なる感情を有する人々でなかつた。然かも聴衆は一齊に起立して、熱烈なる喝采を與へた、當夜余の述べた演説中で、此一句の如く聴衆を感激せしめたものはなかつた、諸君斯れは一例である。吾人の立場よりすれば、露國は歐洲諸國中でも最も遠隔の地に在つて、吾人は通商其他の國際的便宜に於て、殆ど何の交渉も有しない。今此露國と提携しても、吾人は何の得る所がないのである。然かも米國民は當時余の演説中右の一句に對して奮起すること斯の如くである、是れ米國民の眞意にして吾人は墨國に對しても卿等が之を欲せば、吾人の眞の對墨感情を表示する爲友誼的行動を以て何時でも同様なる眞意を表白せんとするも

のである。

### 汎米盟約

私かに思ふに、米國民の一部は數十年前の米墨國交状態を顧みて遺憾とすると共に、米國は其隣邦に乗せんとしたことを恥づるのである。故に余は卿等が口頭の保障以上に好きな何物かを土産として歸國し得ることを希望する。卿等は新しく我國民と接觸した。諸君は個人的に受けた歓迎に依つて吾人が如何に喜んで諸君の視察せんと欲した凡ゆる施設を解放して、現在吾人の爲しつゝある事業を示したかを知る。余は諸君が何故に米國が斯る事業をなすかに就て、諸君が正確なる印象を得られんことを望む。吾人が之を爲すは他でない。世界は將來其唯一の恐るべきもの即ち他國に對する不法横暴なる侵害を驅除せんが爲めである。諸君は恐らくは知るであらう。余は先頃汎米協定とも稱すべ

きものを提案した。余の考察した所に據れば、米國と拉典アメリカとの關係に於て困難なるもの一は、彼の有名なるモンロー主義が墨國の承認を経ない。中米或は南米の何國の承認も經ずに採決されたことである、吾人が平生數々使用する言葉を以て言へば「對か好むと否とに拘らず、吾人は長足である」と言ふにあつた。吾人は自ら拉典アメリカの長足たることが對手國の爲め好都合であるか否かを質さしめ、吾人は自ら斯くあれと獨斷を以て定めた。這是歐洲諸國の侵略に對して中米南米を保護すと云ふ場合のみに於ては不可でないけれども、若し吾人が自ら侵略者たる場合に、諸君を保護すべき點に關しては何の定むる所がなかつた。而して余は中、南諸國の代表者が米國の自稱保護が米國自身の利益の爲めであつて、其の隣邦の爲めでないであらうかと不安を抱かしめたのを見たことは一再でない。茲に於て余は兩大陸諸國に依つて署名された政治及び領土の獨立布告文を發表して、若し何國でも(米國を含む)此協同協約の

條規に違反するものさへ、實地の盟約國は一致して其違反者を責むることよせよと提議した。此條約に深く賛意を表しなかつた某々知名の士に向つて、余は説明して、これは結果に於て米國が保障を與へるのと同様であつて、拉典アマリカは將來米國の侵略に對して保護せられるものであるといつた。

### 墨國將來

此種の協約は將來各國民の基礎たるべきものである。各國民は相依つて互に政治的獨立或は領土保全を侵害せざるべきことを誓はねばならぬ。是れ蓋し世界將來の平和を構成すべき唯一の根蒂にして、余は米國兩大陸が平和の根蒂を固うすべき途を世界に教示せんことを希望した。平和は唯相互の信頼によつてのみ之を得るのである。猜疑の存するところは誤解を生じて、誤解のあるところは紛擾を免かれない。一度信頼を全うせんか、恒久平和の途も亦全くあるであらう。

らう。故に吾人は各自國家に對する義として猜疑の種子に代へるに信頼の種子を蒔かねばならぬ。余が最初諸君以上に歓迎すべき紳士の團體を迎へたことがないと云つたのは、之が爲めであつて、蓋し諸君は米國に隣接した國より來つたからである。墨國が米國に對して猜疑し、或は誤解することがあれば、米に取つては他の遠隔の國民に依つて猜疑し、或は誤解されるよりも尙ほ痛恨事である。墨國が如何に豊饒なる富源を擁するかを思ふ時、何人をして之を利己的に開拓せしめぬ爲には、墨國の將來は懸て其平和と名譽とにあるであらう。墨國は其關係を有する國家及び其國民が名譽公平、正義の圈内に行動することを求めなければならぬ。思ふに墨國が自國及び海外の資本を富源開拓の爲に投ずるに至れば、墨國は世界に於て最も驚異すべき繁榮なる國家の一となるであらう。墨國が其基礎を固くし秩序を整へ、世界の平和克復の日、余は永遠の親睦と友誼とを保障すべき最善の米墨關係の實現されんことを祈るものである。

## 合衆國の政治

### 英人の亞米利加占領

亞米利加合衆國の政治制度は、其の主要の點に於て英蘭の政治制度である。之れを詳言すれば英蘭の政治制度が現世紀に先づ二世紀の間に於て、英人の爲め亞米利加に移植せられ、此地に於て新なる發達を遂げ、新規特異の形狀を爲せるものは即ち合衆國の政治制度である。現今合衆國の民族は諸外國人民の血液を混ざることが頗る多いけれども、其の大多數は實に英國人より出づるものであつて、殊にニウ、イングラント（新英蘭）及び南部の地に於ては、英國人の外に決して他種を容れない。北部地方即ち今のカナダ地方に於ては、初め佛國人の植民地があり、南部たるフロリダには、西班牙人の植民するものがある。

。ミスシッピ河口にも亦、佛國人の植民するものがある。和蘭人はハドソン河の上に植民を爲して、河口に一大港を有し、瑞典人はデラウエア河に植民を企て、自ら之れを樹立した。斯くの如く當時海濱に沿うて、西部歐羅巴の諸國民は相互に新大陸の占領を競争したが、就中沈着にして且つ容易なる手段を以て漸次に其範圍を擴め、遂に廣大なる海岸の最良地を獲得したものは英國人である。新英蘭、ヴァージニア、及び南北カロライナの地に於ては、英國人の競争甚だしくして、他國人がなく、其の一旦英人の所有に歸するに及んでは、中間の外國人は久しからずして排除せられた。是れを以て英人の權力は確固不拔の根據を得て、遂に全大陸の上に普及する勢滔々として、抑止すべからざるに至つた。是に於て英國植民地の境域は速に擴張せられて、佛國の權力は北部に於て破却せられ、西班牙の權力は南部に於て掣抑せられて、獨り英國植民地のみが自由に其精神氣魄を發達せしめて、諸外國の最も烈しく競争した新大陸

の地を總て英化して、英國的亞米利加と爲すに至つた。

### 英國制度の適應

斯の如く英國の權力の亞米利加に發達するや、従つて英國地方制度の米國に播布せられたるは亦明かである。即ち亞米利加の化して英國的亞米利加となるや、其の植民地に於て英國の制度は亞米利加の制度となつた。更に之を詳言すれば、英國の制度は亞米利加に在る其の各植民地に於ける政治生活の新問題及び新事業に適應すべく採用せられ、英國の制度たる本質を失はずして克く亞米利加の制度となつて、亞米利加の趣味面目を有するに至つた。新英蘭に於て創設せられた制度中の或ものは、ブリマス植民地を樹てた英人等が、その嘗て流竄者となつて和蘭に在つた時に好んで習得したものであつたが、而も彼等は英國的習慣に適合した何物でも和蘭より齎し來なかつたのである。

英國人は亞米利加に諸州を移植したといふは、全く誤想と言ふべしである。其の理は他でもない。英國人は僻小なる植民地を樹立したに過ぎない、而して是等の植民地は生長して諸州と爲つた者であるからである。他語を以て是れを云へば、植民地が國家を爲すに至つた順序は、第一地方的組織より州的組織を経て遂に國家的組織を成すに至れるものである。而し英領諸植民地中に最初採用したる地方的制度は、其形狀は悉く同一のものでなかつたのである。何となれば諸植民地の事情と場處とに適合せしむる爲めに、政治制度を取捨折衷するの必要のあつた爲め、一樣の模型に限るべからざるものがあるからである。是れを以て諸植民地は皆制度の範を英國に取つたと云ふと雖も、同一の範を英國に取つたものでない。即ち各自の位置境遇に最も適合すべきものを採用したものであつて、新英蘭は甲種の制度を取り、ヴァージニアは乙種の制度を取り、ニュー、ジャージー及びペンシルヴェニアは此二制を折衷したる如き兩種の制度

を採用したるが如くである。

### 新英蘭の植民地

新英蘭に於ける政治の中心は、常に町邑であつた。町邑には教會及び學校がある。學校及び教會の周圍には數多の家屋があつて町邑を成し、之れをして政治の中心とならしめた、蓋し新英蘭の植民が最初植民を企てた海岸の地は土壤淺くして、精苦の勞力を費しても其報酬を得ることが甚だ遅く、其冬期最も長く、海風は殊に凜冽で、氣候は甚だ陰惡である。従て是等の事情は密接した植民の生活と商業とを誘起した。之れを詳言すれば、農業民に免かるべからざる廣濶植民地は此等の事情の下に起らずに、寧ろ商業及び航海を業とする關係密接なる植民地を誘起したものである。

且つ又新英蘭の植民者は、多くは宗教上の亡命者である。彼等は宗教上の抑壓を免れ、信教の自由を得んが爲めに舊世界を去つて、新大陸に來れるものである。故に新大陸に於て植民を企て社會を結成すると共に教會を建設して、其生活は宗教上、政治上、及び社會上に通じて有機的組織的の生活である。然り、是を以て氣候陰惡、土地礪确の地に住居する生活の必要上密接した社會を成したるは、更に高尚なる彼等の社會の目的を達するに最も適合したものである。而して斯る場合に在つては、教會は其勢必ず社會聯合の心髓と爲るべきものであるが、此場合に於ても亦然りである。而して教會の牧師は社會の主宰者となり、且つ植民の中に或は教會の教徒權と公民權とを同一視するの例を取つたものがある。

### 獨立の町邑

新英蘭の海岸の地は、全く獨立せる植民者の團體に依つて植民せられた處が

頗る多い。即ちプリマスには、プリマス植民地がある。サレム及びチャールスタウンには、全く之と関係のないマサチューセツツ灣植民地がある。此等植民地の南に當つて、今のロード、アイランドの在る處には、マサチューセツツ政府に不平なる人々の建設に係るポーツマス、ニューボート、及びプロヴィデンスの植民地がある。コンネチカット河の上には、別にマサチューセツツより來りたる人々の建設に出でたるハートフォード、ウインブア、及びウエザーフィールドの植民地がある。コンネチカット河の口には、直接に英國より植民したセーブルックの植民地がある。コンネチカット河の西、ロングアイランド、サウンドの海岸には、同じく英國より直接植民したニュー、ヘーヴンの植民地がある。斯くの如くして植民は多年相續いて町邑即ちタウンを樹立し、一の町邑即ち他の町邑を生み、遂に無數の町邑を見るに至つた。此等の町邑は最初に起つた一町邑に密接して起り、多少之に附屬せるの姿を呈せるものがある。或は

遠く曠野の中に樹立して、全く獨立の生存を爲すものがあつた。

### 町邑の聯合

後漸くにして以上列記した諸植民の町邑は互に聯合して、後世所謂亞米利加植民地と稱するものを成すに至つた。亞米利加合衆國を組成した諸植民地は是である。今其聯合の狀を觀察するに、プリマスはマサチューセツツに合し、ポーツマス、ニューボート、及びプロヴィデンスはロード、アイランドの一部分と爲つて、ニュー、ヘーヴンはコンネチカットに合した。然りといふと雖も此等の大植民地は、最初聯合した時に於ては、單に町邑の同盟體であつたに過ぎずして各町邑は皆各自の組織を維持し、各自の地方的政務の處理に於て全く獨立したのである。殊にロード、アイランドに於ては、聯合した町邑は互に猜疑の念を懷いて、其の或は本來の自治を失はんことを恐れて躊躇し、多年の間聯合と分離

との間に彷徨した。其他の新英蘭の諸植民地に於ては、以上に均しい状況は爾く著大ではないとしても、亦自ら其鋒鏑を現した。要するに當時各處に流行した町邑制度は、其性質に於て植民地の政治は各地方區々の傾向がある。政治の樞機は諸町邑を結合した連鎖即ち共同政府に在らずして、各町邑自體に在つたのである。

### 町邑政治の形状

當時新英蘭に建設せられた町邑の政治は、英國人の性質として必ず自然に設定すべくあつたものである。即ち町邑の吏員の名稱は本國の市の吏員の名稱を用ひて、其の職務の如きも、事情の許す限りは本國吏員の職務と均しからしめんことを求めた。而して茲に注意を要することがある。他ではない。新英蘭の町邑は、第十七世紀に於ける英國の都市制度を模倣したものでなくして、其の

最も特異にして肝要なる點に於て更に古い制度に復舊したものであること即ち是である。勿論當時の町邑には、第十七世紀に於ける英國の都市政治の範圍を狹隘ならしめた階級的特權の存するものが無く、總て町邑の人民は其評議會に集會し、此處に於て町邑の吏員を選擧した。此等の吏員は自己を選擧した人々に對して責任を負うて、且つ該評議會に其事務の報告を爲した。此等の吏員の中最も肝要なる者は通例之れをセレクトメン（選拔人の義）と稱して、評議及び責任の點に於て、町邑評議會に對し最も密接なる關係を有した。セレクトメンとは其社會の必要なる公務を執行せしめん爲めに、評議會に於て選擧した人々を云ふ。最初の時期に於て選擧權は、少くともマサチューセッツ及びニュー、ヘーヴンに於いて、唯教育の教徒のみが之れを有するを得た。之れが爲め多くの人々は政治に參與するを得なかつたのである。然りと云ふといへども、斯る事情の存したにも拘らず、町邑は實際の自治を失はずに、能く其精神氣魄を保有



した。如何となれば町邑は決して自由を失はなかつたからである。後世に及んで夥多の大都市の興起するや、單純なる町邑の制度は殆ど廢滅に歸した。又植民地の擴張して全體として大に其精神氣魄を得るに及んでは、其組成分子たる町邑は漸次に植民地の政治上卑微の地位に下つたといふと雖も、けれども町邑の基礎は決して亡ぶることなく、現今に至りても町邑は尙ほ新英蘭の地方政治の基礎たるや明かである。

### 植民の組織

町邑が聯合して更に大なる植民地を組織するに及んでは、自然の勢としての政治區劃の必要を見るに至つたのは明かである。是に於て町邑は別に司法行政の爲め結合して郡を成し、且つ其他種々の組織方法を盡して、今や擴張せられた植民地即ち州の組成分子を結合するの新機關を設けた。蓋し各植民地人民は

最初より其の自由民の代表者たる中央立法會を有し、植民地の内に在る諸町邑は其の代議人を此等の立法會に出した。其後植民地の成長するや、適々以て其立法會の權勢を強大ならしめ、各植民地の組成分子即ち町邑等の聯合が確實にして且つ永續の聯合と爲るに至つたのは、此等立法會の共同支配の權に職由せるものが多かつたのである。

### 南部植民地

以上説いた所は、新英蘭植民地の政治制度の状態である。而して南部植民地は如何と問ふに、其政治上及び社會上の組織は之と反對の状態である。抑もヴァージニアに於ける植民者は、宗教上の亡命者でなくして、其來つて此地に植民したのは、敢て宗教上獨立の生存を爲して獨立の事業を成さんとするのではない。唯政治上否な寧ろ社會上の組織に於て獨立の冒險を試み、獨立の生存を

爲さんとしたものであつた。之に加ふるに其の來住した土地は、地味豊饒にして氣候溫和なるのみならず、平原は遠く連り、長河甚だ深くして、四季の産物は最も饒多である。特に此地の植民者は其國の植民會社（當時之れを『ヴァージニア會社』と稱した。）の送る所であつて、該會社は國王よりヴァージニア下附の許可を得たものである。而して彼等植民者は政治上に於ては植民會社の任命した支配人に服従して、別に其他の思想を有したものでない。彼等はジエーム河口を去る數百哩の地に、ジエームスタウンの町邑を建設した。けれどもジエームスタウンは決して新英蘭に於ける諸町邑の如きものでない。而して町邑生活はヴァージニア植民地の必然の生活でなかつた所以は幾くもなくして明瞭となつた。即ち豊饒なる土地は農業に植民者を誘引して、無數の河川は流れ大に水深くして天然の通路を與へ、植民地の人口が増加するに従つて其範圍は河川の流域に沿うて擴張して單に一町邑一都市の地に限らざるに至つたのである。

### 南北の相違點

南部地方の植民地をして東北部地方即ち新英蘭の植民地と其面目を異にせしめた原因としては、地味、氣候及び居住状態の相違以外に、尙ほ幾多の要素があつたのである。蓋し新英蘭の住民は概ね本國の都會及び村落より來つたものであつて、同時に彼等は共同の動機及び共同の理想を有する純然たる中流階級より來つたものである。殊に彼等は概ね宗教上全然同一の經驗及び思想を有して居たのであるから更に異彩を放つたのである。是を以て彼等は自然海の彼方の郷土に残したと同一の生活を求めて相集るに至つた。之に反して南部地方の植民者は、決して單一の階級の間より出で來た者でなくして、従つて英國民族の一般の習慣を有したといふ事實の外には、別に特殊の共同的習慣を有しなかつた。おもふに彼等は運命の手に弄ばれ、本國に於けるあらゆる階級中より出で

來つて、偶然にも爰に漂泊來集したのである。されば彼等の間にあつては、或者は門閥に屬し、或者は平民階級に屬し、或者は有福の生活に慣れ、或者は貧困と戦つて來た。唯彼等は獨立的生活を追求して、英國民族の一般的理想を實現せんとするに於てのみ其の目的を一にしたのである。

是等の理想中で最も特色を放つたのは、疑もなく、紳士たるものは自己の周圍に廣大なる耕地を有して土地の主宰者として生活せねばならぬといふ一事であつた。要するに南部地方の植民者の生活は新英蘭のそれよりは一層英國的であつたといふでもなかつたが、英國生活の一般的典型には更によく適合し、又都會以外の英國紳士の日常生活に一層接近したのである。之に加ふるに、一時英國に起つた革命の結果王黨の敗殘者が海を渡つてヴァージニアに逃避し、且つ朝廷の風儀及び上流富貴階級の野心に浸潤せる人々が安靜を求めて此閑地に到着してより以來、英國田園生活の色彩は是等の徒より出で、海邊一帶の資産家

の間に波及して、悠揚嫺雅の氣風は遠近の習俗を更新した。かくしてヴァージニアは風物も轉た英國の田園の如くなり、後蘇格蘭種の人々が谿谷地方に來つて、社會生活の上に一點の新味を注いで、若干の變化を添へた迄は、久しく其獨特の狀況を繼續したのである。之れを要するに北部に於ても將又南部に於ても、植民者がそれ／＼選擇した地方の氣候、氣味、及び自然的性質は、それ／＼當該植民者の嗜好及び本能に適合したるを以て、彼等は各々其欲する所に從つて其生活を律したのである。

### 分離とは異なる擴張

斯の如く植民地人民が着々増加したにも拘らず、ヴァージニアに於ては新英蘭の植民地擴張の場合とは異つて、組織的分離の思想植民者の間に無かつたものとやうである。勿論此等大植民地の興起するや、各自獨立の生存を爲して、

特に其河頭に各自の埠頭を設置して、植民地と本國との間を往復する船舶、若しくは是等植民地と北部の貿易植民地との間を航行する船舶を以て植民地外の世界と直接の貿易を爲したといふと雖も、是れ決して政治組織の分離獨立の思想を挾んだものでない。即ち是等の農業植民者は廣大なる土地を以て各自の生存を遂げたと云ふと雖も、尙ほ單一の植民地を成して、最初の間は第一期の植民を送つた植民會社の支配の下に服従し、植民會社が其特許狀及び所有權を失ふに及んでは國王任命の支配官の下に服従した。斯の如く植民地の組成分子は其結合が甚だ鞏固でないといふと雖も、個々に分離散落する様な事は決してない。要するに其規模は之れを擴張するに在つたが、決して分離を來しなものはなかつたのである。

### 南部植民地社會

斯の如き事情の下に結成せる社會の特質は、勿論甚だ顯著であつた。奴隸は早くより植民地に輸入せられて、其發達を助長するの具に供せられた。而して地主と労働者との間に、一大溝渠は忽にして現出した。蓋し何れの地を問はず奴隸の存在する處に於ては、労働を視て奴隸的の業と爲すのは勢の免れない所であつて、従つて貴族政治の基礎と爲るべき總ての思想は容易に自然の根據を得るは明かである。是を以て當時南部植民地に於ては人民生存の狀態に大差等を生じて、植民地を支配するの權は、勿論強族即ち財産を有する階級の人々に歸するに至つた。而して此等の事は、近代産業組織の勃興を見るに至るまで、新英蘭植民地の知らなかつた所である。

### ヴァージニア植民地の政治

ヴァージニア植民地の政治は、英國の地方政治と其性質を同うする所が甚だ

多かつた。唯其規模の擴大であつたのは彼の比ではない。試に之を説明するに、其組織は町邑を聯合せしむるの法を取らずに、廣大なる郡を機關として之を成就して、各郡の上に一名の郡長を置く。郡長の職權は英國の郡長と略々相均しいものである。郡に於て郡長に次いで重要な行政官は、ヴァージニアに於ても亦英國に於けるが如く郡宰である。郡長は植民長官即ち知事の任命した所であつて、郡義勇軍の長である。且つ又郡長は知事の下にある評議會の議員たるの故を以て、郡内に或種の司法職權を行ふことを得た。郡宰は郡の治安判事の指名を待つて知事が之れを任じて、其職權の範圍は英國の郡宰より之れを視れば頗る正確である。此等の行政官に加ふるに、英國に於けるが如く、亦治安委員會がある。是れは重大事件を除いて通常の訴件を審理せんが爲めに郡裁判廷を開くの權を有する治安判事の合議體であつて、右裁判權の外、郡の諸税を徵收するの權、道路測量官を任命するの權、及び郡を更に小區即ちプレシメント

に分割する權を有し、且つ又特に他機關の管轄に歸せない事柄を處理するに於て、郡の一般の行政機關と爲つたものである。ヴァージニアに於てはまた英國に於けるが如く、英國教會は官制上の認許を得、英國に於けると同一の機關——基督教徒會議——を地方政治に供給した。加之百家團の地方區劃も亦之れを認可したから、ヴァージニアの制度と本國即ち英蘭の制度との相類似して居る最も甚だしいものゝあるを見るのであらう。然り而してヴァージニア全體の仕組は、本國の制度と均しくして非民主的であつたは勿論であつて、イングル氏の言の如く、ヴァージニア植民地政治の中心思想は、知事よりの權力の下降であつて、人民よりの權力の上騰でない。又治安判事の任命は如何と問ふに、郡の他の官吏と均しく知事の任命する所にして、其任期も亦知事の意向に依つて決するものであつたのである。之を要するにヴァージニア植民地全體の仕組みは、寧ろ專制中央集權の制を根據としたものゝ様である。然りと雖も、人民

の自由の依然存在したるは事實であつて、強盛なる地方的感覺と、個人的驕矜の心とは、官吏の行爲を掣肘したと共に、一方に於て官吏が事務を行ふに當り、多少の自尊的獨立を保持したから、少くとも英國自治政治の精神は、ヴァージニアに於ても亦活動したものと謂ふべしである。

### ヴァージニアの植民地議會

ヴァージニア植民地の政治生活の中樞は其代議會であつた。此植民地創建の年（一六〇七年）を距る十二年、即ち一六一九年に於て尙ほ其支配權を有したヴァージニア會社は其植民地支配人の媒介に由つて、植民地を代表する議會を召集した。是に於て植民地各部は、其政治に關して代議の權を有する獨立の組合團體として取扱はれるに至つた。其後代議會は町邑、百家團及び耕地諸部の代表の基礎を以て頗る發達し、ヴァージニア會社が其特權を失つて、其の送遣した

る植民地支配人は勅任知事の代はる所と爲つた後に至つても、代議會即ち當時（市民議院の義）と稱せられた植民地議會は依然存續して、固く其權力を維持且つ増大した。此植民地の全面積が更に廣大な幾多の郡に區分せられた事の四圍の事情に適合したのは、此時より尙ほ若干の年所を経た後の事である。而も此郡制は後年に至つては、政治上の一大特徴となつて、代表の組織を根本的に變更するの要素となつたのである。けれども當初に於ては各町邑及び棉花栽培村落地區が少くとも選舉上の目的の爲めには市として各一區を形づくつたものゝ様にして、而して後來一郡が一選舉區を形づくつたまでは、該代表會は依然として市民議院と呼ばれて來たのである。而して最初の代議會即ち一六一九年の代議會は植民地支配人即ち太守及び其下に在る評議會と相會して合議するの制であつたが、其後の更に發達した代議會は、別に獨立の議會として之れを開き太守（後に知事）及び其の評議會と合議するの制を廢したのである。ヴァージニア

をして眞實の組織的生活と感覺とを有する肝要の政治的團體とならしめて、且つ永く其の然る所以を失はしめなかつたのは、即ち此代議制度であつたのである。

### 他の南部植民地の組織

他の南部植民地の組織は、總て其緊要なる點に於てヴァージニアの組織と異なる所なく、各皆郡の仕組を有して、中央議會に於て一般代表の制を立て、國王の勅任に出でた知事及び評議會議員も亦代議士に加はつたのである。但しメリランド植民地は例外である。即ちメリランドの組織は主として左の點に於て他植民地の組織と異つたのである。即ち植民地所有主が王に代つて、且つ充分の政權を王より允許せられた事は是れである。

### 中部植民地

中部植民地は雜駁の人種から成つてをる。即ちニューヨークは新和蘭である。デラウエアは初め瑞典人の植民する所と爲り、後和蘭人に略取せられた。最後に英國人が來てニューヨーク、ニュージャージー、デラウエア及ペンシルヴァニアを包含する所の地を略取するに及んで、敢て外國の人種を排除しない、唯我勢力の下に之れを支配したに過ぎなかつた。而して此等ニューヨーク、ニュージャージー等の植民地は、各々其制度の特異の點を保持するを得た者である、今又其他の點を觀察するに、此地方に於ける英國の民は、決して一樣の組織特有の制度を有たなかつた。中部植民地は豐饒なる土地を有したと共に、又貿易を誘起する良港を有し、其氣候は新英蘭の如く寒冷でなく、又南部地方の如く溫暖でなくして、恰も其中間に位してゐる。故に其人民は新英蘭の人民の

如く豊饒なる土地を耕作して廣く植民を爲した。左れば中部植民地の人民は此等の事を成すに當つて、新英蘭に行はれた如き町邑制度を發達するに至らなかつた。又ヴァージニアに行はれたやうな植民制度を發達せしめなかつたのである。彼等は町邑を有すると共に、又都をも有したのである。一方に於て彼等は新英蘭人民の如く簡率であつて民主的人民であつたと雖も、他方に於いては又ヴァージニア人の如く農業的人民であつた。要するに彼等の地理上の位置が南部及び北部植民地の中間に在つた如く、其産業上及び政治上の制度も亦、南北植民地人民の中間に在つたものである。

### 植民地の免許狀——マサチユーセッツ

余が前節に於いて陳説した植民地發達の時代に於て、植民地と本國との政治的關係は如何と問ふに、諸植民地の歴史の各々相異して居る如く、其の關係も

亦一様でない。

新英蘭の植民地即ちマサチユーセッツ、ロード、アイランド、コンネチカットの三植民地は、英國王より免許狀を得たものである。此免許狀に依つて、此等の植民地は本國政府より直接の干渉を受けずして其政治を施行するの權を有した。抑も英人が亞米利加の海岸に植民を企てた當初、英國政府の例として植民會社即ち余が前段に於て説いたヴァージニア會社の如きものに北米の地を開拓することを許可したが、此許可は即ち本國よりは單に大體の監督を受くるのみであつて、植民地の政治を行ふの權を會社に許可したものである。マサチユーセッツ灣の植民地は、斯る制度の下に創建せられたものであつて、當時其の植民會社は、植民及び其の政治に關して、特別の權利を許可せられ、英國より植民を送つて、サレム及びチャールスタウンを創建した。けれども此植民會社の歴史とヴァージニア會社の歴史とは、頗る相違した所を發見する。ヴァージニ



ア會社は倫敦に在つて遙に植民地の事務を管理したものであつて、其社員は有爲の自由主義の人々であつたから、従つて忠勤の王朝黨ではなかつた。故に久しからずして政府と紛議を生じ、遂に其の免許狀及び植民地を奪はるゝに至つたのである。マサチューセツツ植民會社は之れと異つて、會社其者が米國に來り、且つ倫敦政府よりは殆ど干渉を受くる所がなく、新大陸に恰も一個獨立の國家に類したものを建設した。抑もマサチューセツツ會社の免許狀を得たのは一六二九年であつて翌一六三〇年に其支配人、監査役、及び其他總ての社員は、數多の植民者を伴つて米國に移り、ボストン及びケンブリッジを建設して、本國より携へ來た完備した政治機關を着實に運轉した。左れば新英蘭に植民するの權利を與へられた該會社が、實際本國を捨て去つて、別に新大陸の地に繁盛の半獨立國を創建しつゝあることを發見するに及んでは、英國官吏の間に多大の紛議を醸した。けれども萬里の波濤を隔てた小植民地の事は、以て永く倫敦

の多忙なる政治家の注意を惹くに足らなかつた故に、斯る大膽なる制度も、當時之れを不問に附して、敢て撤廢するに及ばなかつた。けれどもマサチューセツツ會社の專横なる支配人等を以て、本國政府と不幸の衝突を永久に避くる事は期すべからざるに至つた。會社の制定した植民地法律は、多く英國王の喜ぶ所と爲らなかつた。殊に宗教を一定して、決して異種の宗教を忍容しないことを規定した法律の如きは、最も英王の好まざる所であつた。且つ又會社の支配人等は英王の命に従つて改むべき法律を改めなかつた故に、葛藤簇生の機は一時遷延せられたが、遂に免れるべきでなかつたのである。是に於て一六八四年英王と植民地との紛争は其極に達して、マサチューセツツ會社の免許狀は無効となされた。依つて植民地の制度に改正を加へんことを企てたが、偶々チャールズ二世王の崩じたるを以て、其の事に及ばなかつた次第である。ジェームス二世の代は國家多難にして、復外事に暇がなかつた故に、植民地人民は安んじ

て最初の免許狀の權利を恢復するを得た。けれども一六九二（ウイリヤム及びメリーの代）に及んで、政府は直に之れが處分に從事して、植民地制度の革新を強行した。是に於て植民地人民は英王の任命した知事を奉戴するの已むなきに至つた。知事は植民地の司法官を任免し、且つ兵馬の事を監督した。而して植民地人民は尙ほ其代議會を維持し、代議會に由つて知事の評議會を選舉するを得たけれども、舊免許狀によつて得た特權は永久に之れを失つたのである。

### ロード・アイランドの免許狀

ロード・アイランドも亦コンネチカットと均しく、多幸にして明敏なる處置を以て保護せられたのである。此地に於ける有爲なる植民の首頭ロツジャー・ウイリヤムスは、一六四四年、英國國會より一の免許狀を得て、一六五四年に再び確定せられ、一六六三年チャールス二世王より亦新一の免許を得た。是

れコンネチカット植民地がウインスロップの使用に依て其の地方的政治の特權を得た翌年である。而してウインスロップの得た免許狀に依りロード・アイランドの諸都會も亦合併せられて之れを稱してロード・アイランド及びプロヴィデンスと言つた。蓋し此名稱は現今も尙ほ該地の公式上の名である。右一六六三年の免許狀は、ロード・アイランドの人民が永く之れを保持して、其歲月は遠くコンネチカット人民が其免許狀を保持したものに過ぎず、一八四二年までは根本より變更せられたことがなかつたのである。

### 所有主政治

以上觀察したものを除いて、其他の植民地は、最初の間、概ね皆所有主政治を行ひ、殊にメリーランド、ペンシルヴェニア、及びデラウエアの如きは、大革命の時に至るまで所有主政治を維持した。メリーランドはカルヴァート家

即ちロード・ボールチモアの一家に許與せられた地である。ペンシルヴェニア及びデラウェアはウイリアム・ベンに許與せられた地の中に在る。ニューヨークは初めヨーク公ジェームスに與へられ、ジェームスが王位に昇つてジェームス二世と爲るに及び、王室直轄の地となつたのである。ニュージャージーは元とニュー・ヨークの一部であつて、初めヨーク公は之をロード・ジョーン・パークレイ及びサー、ジョーン・カーテレットの二氏に與へ、後分配賣却等の事があつて、最後に王室の有に歸したものである（一七〇二年）。南北カロライナ及びジョージアも亦、之れと均しく初め人民に與へられ、後幾ばくもなくして朝廷の有に歸したものである。ニュー・ハンブシャイアは數次マサチューセッツと合併を試みた後、免許狀若くは所有主制度を経ることがなくして、直に王室の領有に歸したものである。

右の所有主政治とは果して何等の政治なるかを觀察すれば、所有主の選舉した知事及び其評議會が其政治を行ひ、人民は其代議會に依つて充分に政府を監督するの權を有するの政治が是れである。蓋し私の所有主も、公の大地主即ち國王の如く其植民地に免許狀を與へたものであつて、ウイリヤム、ベンがペンシルヴェニアに與へたる免許狀の如きは、當時に在つて最も善良にして、最も自由なるものとして有名なるものである。故にペンシルヴェニアは此免許狀の下に、決して他植民地に劣らない政治を行ふを得たは、斷じて疑ふことは出來ないのである。

### 王室の直轄政治

ロード、アイランド、コンネチカット、メリイランド、ペンシンヅェニア、及びデラウェアを除き、其他の植民地には、王室の直轄政治が行はれた。王室の直轄政治は、知事及び其の評議會を國王に於て選任することを意味する、け

れども評議會選舉の點に於てマサチューセツツは例外である。王室の直轄政治は又一般に植民地の司法事務及び行政機關の王意に従屬するを意味する。けれども是れ決して植民地人民の自治の實權を抑壓することを意味するものでない左れば何れの植民地に於ても、其立法者即ち人民の代議會は、其財政上の權を以て政府を監督するを怠らなかつたのである。即ち何れの植民地に於ても、人民は各自の政務に參與するの權、特に租稅監督權を始め、固有の特權を尊重するの習慣を得て、本國の英人が是等の權利を不可侵の權利と思惟するが如く、在米の英人も決して之を失ふべからずと爲すに至つたのである。

### 植民地代議會の發達

植民地代議會の權力が年と共に益々強大となつたのは、蓋し權利の事柄として然うであつたのではなく、寧ろ勿論の事、自然の事として茲に至つたものである。故に英國國會が之に對して放任の政略を取り、植民地をして立憲的自由の發達の機を得しめたるは當時に於て策の最も得たものであつて、後になつて干涉を試みたる如きは、頗る不得策であつたが明瞭である。即ち植民地が本國の放任政策に依り獨立自存の情態と爲るか其人種の何人種に屬するかを直に證明したものである。

パーク氏が嘗て此等の植民地に關して辯解して曰く、植民地は朝廷の訓令若くは免許狀に基き、其組織職權の甚だ國會に似たる代議會を構成したれば、従つて國會に均しい權力を有すと主張するに至つたのは、殆ど免がれることの能はなかつたに似てをる。然り而して此等の代議會は、其最初の眞意に於ては、此島内に在る都市の制を施設せんことを企圖したるに過ぎずして、別に高遠の目的を有したのではない。(當時代議會は又自ら都市的組織以上に高かつたと思はなかつたであらう。)けれども事物進歩の際に於て、其舊態に安ん

することの出来ぬのは、自然の理である。故に植民地の人口が愈々増加して  
 擴大の境土を占め、益々繁盛富強の植民地とするに及んでは、其形體の甚だ  
 尊重すべき代議會に、其代表する大國民の威權の或部を加へんとするに至る  
 は勢の免れ難い所である。是に於て代議會は従前の如く小規則の制定のみに  
 限らぬ、其他一切の法律規則を總ての場合に於て制定するの權を行ひ、通常  
 國會の主義及規則に準據して、常に町村の費用を議するのみでなく、政費の  
 全體を議決し徴收して、彌々益々通常の國會と性質を同うするに至つた。…  
 ……是に於て植民地の事は、他に道はないのである。而して植民地に與ふる  
 に斯の如き權利を以てするか、然らざれば全く之を抛棄せねばならぬ。然り  
 而して當時二重の立法部（英國の立法部と植民地の立法部）があつたけれど  
 も英國も植民地も共に不便を感じなかつた。蓋し此二重の立法部を生じたの  
 は冥々裡の習慣より自然に茲に至つたもので、而して古來の習慣なるものは、

總て政治制度の變更を防ぐに於て大に效力のあつたものである。二重の立法  
 部は、又時としては殆ど同一の職務を行つたことがあつたけれども、未だ甚  
 だしい衝突を來した事もなかつた、……植民地の漸く強大に赴き、英國の力  
 を以て自由に之を統制することが困難と爲り、且つ植民地が斯る制度より  
 早晚起るべき結果を洞察するの明を備ふるに至つた前には、英國々會の權力  
 に依つて文武の政費に供するが爲め一定の收入を植民地より徴收せんとの事  
 は、英國々會其ものゝ念頭に浮ばなかつた所である。と。

植民地が國會自治の權を求めたることは斯くの如くである。此際最も前面に  
 突進して先鞭を着けたものは、免許狀を有する植民地ならんとは、何人も豫想  
 する所であらう。けれども其實際に至つては必ずしも然うではないのである。  
 勿論マサチューセツツの植民地は、常に其の自由の擁護に熱心であつたと雖も、  
 ヴァージニアの王領植民地も亦決して之れに一步を譲らぬ。其代議會は、免許狀

政治の植民地代議會に些の劣る所がなく、恰も英國人種に普通なる天性と習慣とを以てするが如く、早くより地方的主權の思想と慣習とを涵養した。而して此の地方的主權は、完全なる忠愛勤王の主義と善く調和して毫も衝突する所なく、一方に於ては航海條例及び植民地の外交上に於ける本國政府の干渉に於けるが如く、植民地の外界に於ける政治及び商業上の位置に關しては、大に忍容する所があると云ふけれども、他の一方に於ては植民地内部の事柄に關しては毫も本國政府の干渉を受くるを肯じないで、最初より一切の指揮監督に反對した者である。然り、而して所有主政治の植民地も亦之に異なる所なく、メーランドは即ちヴァージニアの主張したものと同一の特權を享有し、英人、和蘭人、及び瑞典人の混合雜居せるペンシルヴェニアから、尙ほそれと均しい獨立自治の精神を發揮したことの頗る著大なるものがあつた。

### 植民地に於ける憲法的自由の發達

已に前節に陳述した如くなる故に、當時植民地を通じて憲法的自由の發達は比較的一様に行はれたもので、何れの植民地に於ても同一なる一般の原因があつて、憲法的自由の發達を促したのを見るのである。蓋し初め新國に植民を企てその漸く發達するに及んで、其代議會は種々の廣濶なる立法的職權を得た。而して一國の創建せられて、一植民地の新に起るや、必ず社會關係に於ける同一の新状態を伴生したものである。即ち歲月の進むに従ひ、何れの植民地に於ても最も利害關係を有する人民は、一般に社會上及び植民地の事務に參與することゝ爲り、民主的の制度は廣く々々法律上の平等を發生し、一般社會をして普く政治上社會上に於ける利害を覺知せしめた。之と同時に各植民地は他の植民地及び英國の權力者との關係に於て、各自獨立の政治上の分限を有すべきもの

であることを覺知することが益々明かになつた。

### 植民地の政治的同情

數多の植民地が實際同様なる制度上の發達を爲したるの事實は、大革命に於て諸植民地が自然に鞏固なる同盟聯合を結成して、英國に敵對したる事實に由り、最も明かに之れを證するを得るのである。當時諸植民地は其表面上各々社會的狀態を異にすることが甚だ大で、且つ自他の利害は表面上大に異同があつたにも拘らず、擧げて同一の革命を希望し、同一の手段を以て同一の目的を達する爲め、期せずして協心勦力して、其運動を共にし毫も躊躇する所がなかつた。蓋し諸植民地は革命を起すべき同一の理由を發見したのではなくて、最初より同一の理由を有したのである。蓋し革命を誘起すべき眞實の事件は、初め英國とマサチューセツツとの間に起つた。當時英國の政治家は諸植民地は各自の利

害の點より分離せしむるを得るのであると言つた。其理は他でない。諸植民地は表面上各々異同があつて、マサチューセツツとヴァージニアとの如く、實際經濟上の事情も自他大に相違した所があつた故に、英國政府は巧に之れを操縦して、相互に分離せしめ、相互に掣肘せしむることを得る様な觀があつたからである。けれども之れは全く架空の妄想で、殆ど實際に於て根據のないものであつた。是れ以て英國政府がサレムをして、不正なるポストン港條例に同意せしむる爲め、其の好餌として、ポストン貿易權をサレムに與へんとしたが、サレムは斷然之を拒絶した。何となれば將來同一の政策を施されるに當つて道を失ふからである。蓋しサレムはポストンの商業上の敵手であつて、而してポストン港條例は總ての貿易よりポストンを閉鎖したものである。特に最も著明なる事實は、マサチューセツツより遠く離るゝヴァージニアが、マサチューセツツの爲に革命を唱道したことは是れである。ヴァージニアは當時事の眞相を察知して謂つた。

英國とマサチューセッツとの争端は、經濟上の紛争でなくして政治上の紛争である。一時の利便の争でなくして主義の争ひである。故に政治上より之れを見る時は、マサチューセッツの争は又ヴァージニアの争であつた。と、是故にヴァージニアは本國政府の抑壓侵奪を防ぐ爲め、主として植民地の聯合を唱道し、更に進んで植民地の獨立及び永久の聯合を主張した。故に英國と植民地との紛争が單に地方的紛争に止まつたのは、實に暫時の間であつて、後直に大陸の争となつたのである。

### 憲法的發達に於ける英米の比較

亞米利加に於ける自治制度の發達は、或點に於て英國に於ける自治制度の發達と甚だ相似た所がある。之れと共に、二國の制度史の上に著明なる反對の點も亦之れあつたのを見る。英國に於ても亦米國に於ても、制度發達の順序は共

に其歸嚮する所を同うして、二國の制度は皆其の初めに於ては、自治の小社會に於ける規模が小であつて、而かも根柢の淺くない地方的制度であつたもので、後世に及んで漸く發達して國民的の制度と爲り、曩日の小社會を包括して強大なる永久の中央團體と爲つたものである。即ち英國は初めチュートン民族の原初の社會制度を有する村落社會及び其司法的の百家團を以て始まり、後サクソン七王國の時代に及んで、此等の社會及び團體は所在相合して王國を成し、更に一歩を轉じて此等の小王國は稍々其規模の廣大なる聯合團體の郡と爲つた。然る後ノルマン王朝下の渾一を來し、其國會及び國民的結合の發達を見るに至つた。之れと同じく合衆國も大西洋海岸の偏小なる自治の植民地を以て始まり、其後是等の植民地は所在相合して植民州を成し、植民州は遂に國家的結合を爲したものである。



## 米國の聯邦的發達と英國の統一的發達

けれども結合の方法では、二國は全く其性質を異にせるを見るのである。即ち米國の結合は訂盟聯邦的であつて、英國の結合は併呑合同的である。今米國に於て聯邦の萌芽が初め何れの地方に起つたかを見るに、南部植民地ではないのである。是れ南部植民地は一般に最初の植民の一致力の永く存続したるに由るものであつて、此一致力の永續した所以は、革命の際に於けるヴァージニアは、ジェームスタウン植民地の擴張したものに過ぎなかつた事實を見て之れを知り得るのである。蓋し農業上の發達に基ける植民地の成長は、町邑建設に基ける植民地の發達と異つて、植民地の一致力を減殺せざるものである。以上陳ぶる如く、南部植民地には最初聯邦的萌芽を見なかつたといふけれども、新英蘭に於ては最初より聯邦的傾向の存して、特にロード・アイランドに於ける諸

町邑は、他に併呑せられるを好まなかつた。故にロード・アイランド及びプロヴィデンス植民地の免許狀を以て其合併を計るや、他の諸町邑は他の附屬となり、若しくは他の併呑する所と爲るべきを思ひ、大いに反對の思想を懷いて、容易に合併を爲さなかつた。けれども一旦同盟を爲すや、爾後日を追うて眞實の聯合と爲り、曩の併呑せられた諸町邑は遂に植民地新團體の附屬部と爲つた。此等の植民地新團體即ち充分に成長したる植民地の聯合は、最初より訂盟聯邦的であつたのは明かである。換言すれば該聯合は交讓的、契約的であつたものである。即ち植民地聯合は全く自由結社を以て成れるものであつて、而して夫のサクソン七王國の如きは、決して自由結社を以て統一せられたものでなければ、植民州の聯合は之れと大に異なるを見るべきである。

## 米國に於ける制度の意識的發達

在米植民地の發達と英國に於ける發達とは、更に又左の點に於て大に相違した所のあるを見るのである。何であるか、他ではない。植民地に於ける制度の編成は、意識的、熟慮的なることである。抑も王領植民地は、免許狀植民地及び所有主制植民地と均しい、英國王より成文上の許可を得て自治の權を行つたもので、其の制度は則ち此成文法の範圍内に發生したるものである。左れば此等の植民地は最初より確定せる成文憲法を有し、大體の政治組織は之に準據したるものであつて、斯くの如く成文を以て憲法を確定する事は、早くより植民地人民の思想及び行爲上に於ける通常の慣例であつた事を知るであらう。夫れ然り、是を以て其の一朝英國の羈絆を脱して獨立の政治團體と爲るや、其自定の憲法は單に植民時代の憲法の再鑄に過ぎざるの觀があつた。殊にロード、アイランド及びコンネチカットの如きは、吾人が已に之れを觀察したる如くに、必ずしも特に從來の免許狀上の條項を改正するの必要がなく、直に免許狀を以

て其の憲法と爲すを得た。彼等は其法律を制定すると同時に、其知事及び他の官吏を選擧するの權を行つた。其他の植民地は當時の變革、即ち英國王の權力に代ふるに人民の權力を以てしたに過ぎない變革に於て、充分に自治の便宜方を發明するを誤らなかつた。而して所謂免許狀即ち成文憲法は依然之れを維持した。唯茲に注意すべきことは、新制度に於ては、植民地の免許狀は人民より之れを發したるものであつて、英國王より之を下附したるものなることである。舊制度に於ける樞密院の職權は、人民の會議が代つて之れを有するに至つたのである。之れを要するに、植民地人民は當時決して成文憲法を新に發明したのではなくて、唯從來の習慣たる憲法的生活を持續したるに過ぎぬのである。

### 英國の法律及び先例

然り、而して植民地制度の形態は何れにもせよ、其實質及び要件は全く英國的

であつたことを知らなければならぬ。加之、或意味に於て植民地憲法の形態も亦實に英國的であつたと謂ふことを得るであらう。遠方の植民地に成文上特權を許可するの思想及び習慣其のものが既に英國的である。現今カナダ及びオーストラリヤの植民地法律の本國の法律に於ける關係は、恰も在米植民地の法律が往時英國の法律に於けるものと同様である。要するに植民時代及革命時代に於ける植民地憲法の中には、英國の法律及び先例を踏襲したるものゝあることは明かである。蓋し英國の普通法は、英人と共に世界の果てまでも通達したれば、亞米利加に於ける英人の植民地社會は、譬へば英國に於ける英人社會の膨脹體の一部分に過ぎなかつた。故に英國に行はるゝ私法は、従つて亦植民地に於て承認せられて施行せられたのである。後大革命の時に當つて、植民地人民が從來の免許狀より獨立の共和國體として生活したる憲法を抽出するや、其の第一に意を致したるは、英國の普通法を明かに採用するに在つたのである。勿

論之れを採用するに當つては、種々の緊要なる修正變更を加へたるは明かである。更に之を再説すれば、階級の特權の如き、教會の特權の如き、凡そ新世界の簡易なる民主的社會に適合せざるものは、總て之を改鑄し去つたといふけれども、英國の法律及び先例の主義原則に至つては、決して之を破壊しなかつたのである。

植民地公法並に植民地の發達した獨立の共和國體の公法に於て、英國の慣例は總て自然に襲用せられた。植民地立法部の植民地知事に於ける關係は、恰も英國々會と英王との關係を植民地に再生せしめたるが如きものであつて、唯其の規模の稍々小であつたのみで其の精神氣魄の點に於ては、殆ど異なる所がなかつたのである。又植民地人民の其政府に對する關係は、唯行政部を代表し且つ之を擁護する責任内閣設立の一事を除いて、總て其他の點に於て英國の制と同様であつた故に、實に人をして英國の例を想起して已む能はざらしめた。即ち

植民地の行政部の権力は、正に英國王の権力を小にしたるものである。又植民地裁判所の構成は、英國裁判所の構成と異なる所なく、訴訟審判の方式の如きも亦之と同様なるものであつた。勿論亞米利加に於ける英人は英國に在る英人と均しく、實際的政治人民なれば、新世界に於ける新文明に随伴せる日常の必要及び新社會の組織の新事情に順應する爲め、多少本來發達の制度文物を抛棄したるものもあつた。即ち亞米利加の政治は英國の制度を離れ、種々の點に於て自家特有の性質を得るに至りたるは明かである。けれども概言するに、其の發達の方法順序は全く英國的であつて、發達の際に急激の變化のあつたことなく、又不時の斷絶のあつたことがない。左れば現今に至るまで、我合衆國の制度はチユートン民族と均しく、古い基礎の上に立つものといふべしである。

### 植民地の聯合——其準備

植民地の人民が其政治慣行の幾分を自ら發達せしめたと否とは、大革命の後植民地人民が聯合の原材を集合せんとした時に觀て最も明かである。蓋し一七七七年則ち聯盟條規を起草した時までは、植民地には一の同盟憲法と見るべき者の存せしことなく、此時に至るまでは植民地は別に一定の聯合條約を有せずして自然に聯合し、彼我互に協力聯合の事を明かに承認することもなくして、唯國際法上の思想に基いて彼我の間に處した。故に聯合の準備は當時已に行はれて、聯合の將に來らんとするの兆候は存在したといふけれども、其の他の事に至つては未だ甚だ茫漠であつた。一六四三年以後四十年間、新英蘭の諸植民地は、印度土人を防ぐ爲めに不鞏固なる聯合を爲して來た。後一七五四年所謂六國民の代議人とアルバニーに於て會合したる植民地代理人は、植民地聯合の方案を論議したが、是れ未だ其時を得たものでなかつたのである。一七六五年に九植民地の代理人は紐育に會して、植民地人民(英國出生亞米利加人)の爲に

英國々會の課稅權に反對を唱へた。是れ實に後日の革命運動の思想に導火線を與へたるものであつた。後一七七四年大陸會議の第一會を開き、初めて亞米利加聯合の起るを見た。唯だ茲に注意すべきものがある。他でない。以上の運動に於て、未だ組織的聯合を見なかつたことである。此事は更に徐々たる運動を積んだ後漸く成就した結果であつて、全く新規なる法典を編成したる後に初めて之を見るに至つたものである。

### 植民地諸政府の分立

右植民地聯合の方法に就て正當の見解を得んと欲すれば、諸植民地政府の全く分立せる事實を諒知することが甚だ肝要である。諸植民地は實際英國の權力に對して一般に同一の關係を有し、英國に對して一般に共同の義務を有したといふけれども、共同政府の羈絆の以て之を結束するものがなかつた。換言すれ

ば各植民地は各自獨立の行政官、立法部、及び裁判所を有し、甲植民地の行政官、立法部、及び裁判所は、乙植民地の此等政治機關と毫も關係を有しなかつたのである。諸植民地は共同の危難を防ぐ爲めに、往々自然の協力聯合を爲したといふけれども、是れ間歇性の聯合であつて、唯一時の必要上より起り、毫も内部の組織的法律の基礎を有せるものでなかつた。植民地人民は種々の點に於て同情を表すべき原因を有し、其人種言語を同うしたと共に、政治的主義の觀念に於て同一の思想を有し、其危難は佛國人若くは印度人の侵略の如く生命に關するものにせよ、或は英國々會の侵略の如く自由權利に關するものにせよ、共に皆植民地人民の普通一般に痛痒を感じる所であつた。故に一方に於て其の居住する新邦國の發達を遂げ、政治的自由を得るに於て共同の利害を有し、甲植民地の利は則ち乙植民地の利であつたといふけれども、植民地人民の日常懷に忘れる事の出來なかつたものは、其所屬植民地の獨立自治の政體を維持して

各自其の政府を保存するに在つた。且つ歴史上植民地人民の自由は、各自の獨立政府の組織及び權利の有無に應じたものである。故に諸植民地が、單に商議の權を有するのみに止まらずして、更に命令權をも併せ有する中央權力の下に服従するに至りたるは、種々の悽慘なる經驗を以て漸く茲に至れるものであつて、決して一朝一夕の故でない。諸植民は最初より協力の必要なる事を知つた。然れども最初より聯合を以て絶對的に必要としなかつた。故に植民地人民は其中に立つて鞅掌したる革命の急潮を考察し、更に又植民地の上に迫れる明瞭なる分離の危険を熟思して、各自の愛惜した獨立の幾分を奪取するの聯合を組織するの已むなきを悟つて、幾度か躊躇した後、初めて相互に聯合したるものである。

## 聯 盟

亞米利加聯合が明確なる成文法律の基礎を得たのは一七八一年であつて、聯合法律の組織的法律と爲つたのは一七八九年である。一七七七年に大陸會議が發議した聯盟條規は、一七八一年に於て初めて採用せられた。但し此の聯盟條規は聯合の原材料即ち植民地諸州に眞實確固の結合を與へたものでない。何となれば、聯盟條規は元來沙もて綯へる繩の如きものであつて、他を結束するの力を有せるものでなかつたからである。抑も聯盟條規は大陸會議を認めて正當の會議と爲した外、別に見るべきものがなかつた。兎に角聯盟條規の定むる所に因り、聯盟の權力は大陸會議の行用に屬すべきものとなり、而して聯盟唯一の行政司法の機關は唯大陸會議の委員若くは代理員たるべきものとなつた。然るに大陸會議は行政上の行柄に於て何等の用をも爲さなかつた。何となれば實際

に於て毫も行政上の權を有たなかつたからである。要するに大陸會議の職權は助言を爲すを得るに止まつて進んで命令を爲し得るものでなかつた。而して其存廢は全く諸州の意思に屬して、毫も有效なる獨立の意見を行ふを得なかつたものである。是に由つて之を觀れば、同盟條規は一の國際的盟約に過ぎなかつたものと云ふべきである。聯盟條規は初め大陸會議のごとき一の會議に聯邦的職權の行用を委任した。而して該大陸會議は諸州の代議人より成つて、諸州全く同一の議權を有した聯盟會議である。又該會議に關する制規如何と案するに、何れの州と雖も、少くとも二名以上の代議人を出さなければ會議に於て投票權を有するを得ぬ。又何れの州でも、七名以上の代議人を出すことを得ない。而して其二名の代議人を出すにせよ、又七名の代議人を出すにせよ、會議に於ける各州の投票は一票以上に出づるを得ぬ。其の代議人は皆一の投票に同意すべきものであつた。斯る制度を以て組織した當時の政府は、公文書の上に於て之

を『聯盟會議に集會した合衆國』と稱した。代議的職權の行用に於て、該政府は甚だ自由に又完全に、數多の權利を帶ぶるを得た。殊に外交上に於ける諸州の獨立權は全く之を該政府の下に屬せしめた。今其權能如何を案するに、『聯盟會議に集會した合衆國』は、外交上の通信及び國際條約の裁可を行ひ、聯盟國の陸海軍を監督して、聯盟政治に必要な金額を借入れて諸般の費用に充て、聯盟國の財政を監視すると共に、流通貨幣の價格及び度量衡の標準を定め、諸州の間に紛議のあるに當つては、之が仲裁者となつて其是非を定むべきものである、之れを約言すれば聯盟諸州の重大なる共同の利害に關して、唯一の有力なる政治機關となるものであつて、其代表的位置は卓絶であつて且つ完全であつたものである。

### 聯盟政府の弱點

けれども合衆國會議政府即ち聯盟政府は、全く行政權を有せざるものとなつた故に、實際は甚だ微弱の政府たるを免れなかつた。左れば聯盟政府は容易に得難い九州の承諾を得なければ、重要な事件を執行することを得ない。特に英國との戦争が止んで、之が爲め聯盟中央會議に於ける諸州の利害の大に薄らぐに及んで諸州の同意を得ることが益々困難となつて、諸州の中に或は往々にして代議人を聯盟會議に出だすを怠るものがあつた。聯盟政府の主要なる行政機關は、諸州を代表せる代議人より成れる委員會であつたが（諸州を代表せる議員の委員會である故に當時之を諸州委員會と稱した）、此の委員會が重大なる行政上の事を舉行せんとするに當つては、必ず十三名の議員中九名以上の同意を得るを要したが故に、頗る制限せられた所があつたのである。而して之を要するに、聯盟政府の諸州を統治するの權は、即ち單に諸州に助言を與ふるの權に過ぎなかつたものである。更に之を詳説すれば、聯盟政府は必要の金錢を諸州

に請求するを得べくあつたけれども、強て諸州を其請求に應せしめることを得なかつた。諸州に兵馬の徵發を請求するを得べくあつたけれども、諸州をして強て其請求に敬重して必ず之に服従せしむることを得なかつた。克く外國條約を締結するを得べくあつたけれども、其履行は一に之を諸州に委任しなければならなかつた。克く公債を起すを得べくあつたけれども、其償却に至つては、即ち諸州に依頼せざるを得なかつた。是に由つて之を觀れば、聯盟政府は饒多の特權を贈與せられたのは明かであつたけれども、眞實の權力に至つては全く贈與せられなかつたものである。之を約言すれば『聯盟會議の集合せる合衆國』は、單に一個の諮問院、若くは助言所たるに過ぎなかつたのである。

### 更に完全なる聯合の必要

右の如く聯盟政府の權能が甚だ微弱であつて、國政を爲すに足らなかつた故



に、遂に現今の更に強大にして完全なる政府を構成するに至つた。蓋し英國との戦争の未だ止まなかつた間は、舊來の聯盟會議も克く諸植民地の結合を保つを得たものであつて、此間二三の植民地で或は義務を怠るものが往々あつたけれども、戦争中は一般に一致の運動を爲して、聯盟植民地の爲めに大に奮勵盡力したのである。けれども一旦戦争の危難が去るに及んでは、諸植民地は皆無頓着、無氣力の兆候を表はして、相互間の信義を蔑視して、一般聯盟の誓約を顧みざるの狀を呈した。是に於いて諸州各個の弱點と相互の嫉妬心とは、忽ちにして増長するに至つた。就中、海濱の諸州、殊にニュー、ヨークとニュー、ジャージーとの間、及びヴァージニアとメリイランドとの間の如きは、直に關稅の争を開始するに至つた。又マサチューセツツに於ては、革命戦争の爲めに人民は大に窮乏に陥つた故に、ダニエル、シエースを推して魁首と爲して、負債の一揆を起した。而して一時の間は其勢は甚だ猖獗であつて、州政府の權力を

以て之を鎮撫することの甚だ困難なるの狀を呈した。是に於て各州内部の秩序及び相互間の平安竝に好意の爲めに眞實の中央政府を組織するの必要が甚だ明かになつた。換言すれば、從來の中央會議の制は以て各州内部の秩序及び相互間の平安好意を維持するに足らぬ。必ず中央政府の組織を待たなければならなかつた。是に於いて文辭の甚だ美しい聯盟條規を有せる政府があつてより以來、十年の星霜を経ざるに先つて、新聯合が組織せられ、合衆國の眞實歴史を開始せるものである。

### 憲法——植民地内の先例

果して然らば現今の憲法は如何にして、又其政府は如何であるか。曰く、現今の憲法は命令的法律を有し、獨立の權能を有する一個の聯邦國の憲章である。而して此聯邦國の憲法及び法律は、國家最上の法律である。抑も新憲法を制定

した會議は一七八七年の五月フィラデルフィアに之を開いて、種々討議を凝らして、英國の先例及び植民地の先例を折衷して合衆國の制度を編成したものである。故に當時の議事を觀察する時は、英國の先例を亞米利加の慣例に化成したる詳細の狀を知り得るであらう。蓋し右會議を組織した當年の名士は、諸植民地及び革命時代の諸州の充分なる經驗に照して合衆國の制度を整理したものであつて、殆ど諸州一般の例に従つて、立法部は上下二院より成立するものと爲した。而して米國に於ては貴族院を構成する材料がない故に、上下二院の制は直接に英國の制を踏襲したものにあらざるは明かである。此際に於て兩院組織の先例を示したものはコンネチカット州の立法部であつて、合衆國の上下兩院は此先例を視て其性質を分別したものである。コンネチカット州の下院は州内の町邑を平均に代表して、其上院は知事副知事、及び、十二名の補助議員より成立して廣く人を平等に代表したものである。而して當時聯邦憲法會議は二

黨に分れ、甲は聯邦國會をして平等に諸州を代表せしめんと欲して、乙は諸州の人口に應じて之に代議士を出だすの制を取らんと欲して、意見が相合はなかつたが、コンネチカットの此先例は、二黨の意見を併行せしむるの好例を與へた故に、二黨は乃ち相和して國會に元老院と代議院とを置き、元老院を以て平等に諸州を代表するものとなし、代議員には諸州の人口に應じて代議士を出だすの制を採用した。元老院及び代議院の名は當時已に數州の間に行はれたものであつて、此時に初めて之を採用したものでない。單獨の行政者即ち大統領は、諸州の知事を摸したものであつて、當時諸州の知事の多くは、即ち統領と稱し來りたものである。又大統領の不認可權は是時已にニューヨーク州の憲法に明定せる所であつて、彈劾の方法は六州の憲法の共に規定した所である。諸州の中で或は又副統領の官を置いたものもあつた。聯邦憲法會議は當時其の構成すべき政府の性質を克く洞察して、司法部を大統領及び兩院の下に含めずして、

全く之と同等の位置に鼎立せしめ、且つ總て法律の違憲なるか否かを審斷するの權能を之に附與した。之と同様の制度は諸州憲法の下にも亦行はれた。此憲法解釋の職權は、植民地の何處に於ても、明文を以て附與せられたるものでないけれども、必然の順序として植民地の免許狀及び其成文憲法と其古きを同うしたものである。即ち初め植民地が限定的權力を得た際に、其當然の結果として之に歸屬したものである。換言すれば、成文憲法は其下に在る立法部が制定する法律の上に位すべきものなるは、其本質に於て明かなる所である。故に裁判所は成文憲法を以て一定不變の規矩準繩となして、之に據つて總ての法律の違憲なるや否やを審斷しなければならぬのである。夫れ然り、是故に植民地の裁判所は此原則に基き、毎に植民地法律の有効なるや否やを審査したものであつた。又合衆國の最高等裁判所たる高等法院は、永く其の典型を英國樞密院の司法委員會に取りたるは甚だ明かなりと謂ふべしである。英國樞密院の司法委

員會は、植民地より來る控訴を審理するの職權を有して、勅許の免許狀即ち植民地の憲法に牴觸するの法律を無効とするの權能を實行したものであつた。

聯邦憲法會議が新制の國會に權力を附與するに當つては、嚴に其數を限つて漠然過大の權力を與へない。即ち新立法部の行用に屬すべき政柄の範圍は、十八ヶ條の内に之を限つた。此事を行ふに當り、聯邦憲法會議は、専ら聯盟の經驗に照して過失のなからんことを期して、國會に附與した權力の如きは、聯盟會議の經驗に依つて、必須缺くべからざるの理の明かであつた權力であつたものである。唯聯邦憲法會議が從來の經驗及び英國の先例を顧みずして全然新規の制を試みたるは、大統領選舉の機關を設定した時で在つた。而して其制の甚だ新奇であつて古例の依るべきものゝなきや、則ち毫も實際の用に適せず、僅かに實施せらるゝと共に直ちに廢止に歸したのである。

聯邦憲法會議事業の概略は、以上の所説に依つて明かであらう。諸州の先例

及び經驗に關する詳細の事項は、尙ほ後節に説く所である。唯茲に讀者の注意を要するものがある。他でない。聯邦憲法會議の事業は創造的でなくして選擇的事業なることである。而して其事業の成功は發明的創意的の成功でなくして、判斷の成功、選擇的知識の成功、實際的聰明の成功なることである。蓋し凡そ政治の事に於ては、發明的、創造的の事は最も危険であつて、判斷的、選擇的、實際的智識の成功は、永續すべき唯一の成功である。

### 新制度の性質

其政治的慣習上の新制度を建設した先見ある人々が吾米國に移したる英國人種の特質の一と見るべきものは、其の法理に依つて羈束せらるゝことがなくして、徐々に發達した先例に基く法律を理解適用すると即ち是れである。何となれば此人種が認めて以て法律の解釋と爲すものは、其當時一般に理解せらるゝ

解釋に外ならない。而して此解釋には現實の事情の加味せらるゝのがある。夫れ然り、是を以て彼等は法律上の絶對の理論を究極まで溯源せんことを欲するものでない。即ち其法律は政治上實際の運用機關の一部として用ゐられ、解釋の法に依つて實在の公論及び社會の狀態に適合すべきものである。

### 輿論と共に變化せし政府の性質

是故に我米國制度の眞實の性質如何を斷定せんと欲すれば、該博且つ達觀的なる歴史上の智識あるを要する。吾人は今之を現今より觀察するに、一七八七年に於て制定したる憲法は、一七八九年に至り一個の國民的政府を産出したのである。而して此國民的政府は、現今合衆國諸州を連結するの鎖鑰と爲れるものと同じである、けれども當時の人々は、中心に於て斯る政府を産出するを思はなかつたであらう。殊に又英國人種の法律に對する觀念は、實際を見て理論

を推究しない、實在の法律を實際的に會得するの習慣を有するは、余が前節に説いた如くである故に、一七八七年の憲法が、八九年に至り一個の國民的政府を産出すべしとの思想は、當時人民の心中に起らなかつたのは明らかである。蓋し、一七八九年の人々は、舊聯盟の下に成立した聯合より更に完全なる聯合を組織せんことを企圖したるは明かであつて、植民地の爲めに聯合と分離との二者中必ず其一を選ばざるべからざるを知つて、同時に聯合の必要を覺悟し、而して其の必要の度に於て之を組織せんことを計つたのである。けれども彼等は必ずしも特に聯合を愛したものでない。即ち諸州の幸福を損せざる限りは、成るべく聯合の少ないことを欲した。故に聯合の不完全にして微弱の中央政府を得んことを恐るゝよりも、反つて強大に過ぐるの中央政府を有するに至ることを忌みた。當時人心の傾向は實に斯の如くであつた故に一八八七年の會議が制定した憲法を人民が採用した所以は、該憲法に基いて組織せらるべき聯合は、單に聯

邦的で之が爲め諸州の個別的生存を害することなく、又其自治の本體を毀傷することの無いであらうとの説を信じたるに由つたものである。

### 右聯合に對する當初の感懷

吾人より觀れば、新政府は實に合衆國の救主であつたにも拘らず、當初の人民は之を冷淡視し、若くは之に反對するの意思を有したものと甚だ多かつたのは、一驚を喫するに餘りあると謂ふべしである。特に新政府の組織を助成し、最も熱心に其採用に盡力した人々でも、尙ほ且つ、其永續に疑を挾み、或は其無用でないかを慮るゝ者のあつたのは、更に驚かざるを得ぬのである。左れば當時確實の希望を繋いで、熱心に其の維持を勉めたものは、アレキサンダー、ハミルトンの如き哲學思想ある政治家のみで、他の哲理を曉得することの能はざる通常人民は、當初甚だ新政府に熱心でなかつたのである。彼等は皆謂つた

人民の膏血と財産とは、所屬各州の爲めに之を絞つたのみで、獨立戰爭を爲したのは、諸植民地の上に新に中央政府を建設するが爲めでない。唯マサチューセツツ、若くはヴァージニア、若くは其他各州の自由を得んが爲めのみであると。故に彼等の愛國心は聯邦全體に對するの愛國心でなく、所屬の一州に對するの愛國心即ち愛州の心である。されば當時の人民は竊かに謂つた。諸州は生活せる有機體であつて、聯合は單に一の政制のみ。唯夫れ一時の政制のみで即ち他の新制を以て之に代ふるを得べきであると。

### 初期に於ける分離の忍容

現今の憲法の制定を見た第一期の時代に於ける人心の傾向は則ち斯の如くである。而して吾人が植民地聯合初期に於いて時に分離せんとして僅に止んだ事實を観察するに當りては、當時人心の傾向の斯の如き所以を記憶する所がなけ

ればならぬ。蓋し其の初めに當つてや、植民地聯合は幼弱で、未だ以て神聖となすに足らぬ。而して各州の自愛心は牢乎として動かす事の出来ない。曰はく、諸州一旦聯合したといふけれども、各州の完全なる獨立は何時でも、之を恢復することを得ると。故に苟くも一州一地方にして聯合に不平を唱ふるものがあるらんか、諸州相呼應して分離せんとするの勢がある。然れども聯合の成立より以來漸く年所を経るに従つて、其效用は漸く顯はれ、公衆の尊敬を受くるに至つて、後益々威嚴と勢力とを増進するに及び、人民の敬愛を受くるの勢と爲り、遂に聯邦政府は純粹なる國家的觀念を有する大黨派集合の中心となるに至つた。勿論當初の間に於ては、諸州の嫉妬若くは威迫の存して、人民の聯邦政府に對する敬愛の念も全く之を遮斷することの出来なかつたのは明かであつて、要するに新政府は國家的觀念と國家的歴史の發達を待つて、漸く國家的政府となつたものである。

## 國家的思想の發達

聯邦成立の當初に人民の之に對する意向の如何を知らんと欲せば、聯合黨の行動運命を觀察するが善いのである。聯合黨とは即ち憲法黨であつて、新政府を組織するに於て、主要の機關と爲つたものである。抑も聯合黨は、現今の聯合の發端に於て、主として新中央政府の構成を擔任したものであつて、政府創業の際に於ける危急存亡の秋に處して、善く新政府の組織を監督し、之をして財政上の信用と國際上の威信とを獲得せしめ、且つ此れをして鞏固にして、氣力あるの政府たるを得せしめた。けれども後に至り幾ばくもなくして、聯合黨が新政府の性質に關して抱持せる意見は、初め新憲法の採定を賛成した人々の全體が主持する意見とは相違する所があつて、聯合黨の政策は多數人民の是認するを欲せざる所となつた。是他でない。聯合黨は聯邦政府に附するに過大

の専制權を以てし、憲法の目的は聯邦政府の目的の爲めに諸州の利益を其下に屬せしむるのみでなく、必要の場合には諸州の利益を聯邦政府の犠牲に供するも妨げないとの意見を懷いて、國政を爲すの形迹の瞭然であつたからである。是に於て乎反動は忽ち起り、聯邦政府の權力に於ける憲法上の制限は、最も嚴格に之を守れとの説を主張する政黨の出で、聯合黨に代はるに至つた。是れ民主共和黨と自稱する新政黨であつて、聯合黨の失政に激せられて發生したものである。故に此點より之を言ふ時は、聯合黨は自ら好んで其自黨の顛覆を速めたものと謂ひ得やう。斯の如く聯合黨の一旦崩壊して四分五裂するや、再び權勢を恢復する機がなかつた。

斯くの如くして聯合黨は破れたけれども、時勢は漸くにして該黨の政治意見に幸するの狀を呈した。是に於て共和黨は實際聯邦政府の政務に於て成功を期せんと欲すれば、憲法を以て政府の上に與へた權力を廣濶に解釋するの已むを

得ざることを覺悟した。是よりして共和黨は漸次政權濶大の主義を實行し、其最初の主義に戻ることは、恰も聯合黨の政策が之に戻りたるものと異るところはなかつた。けれども又一方より之を觀る時は、共和黨は當時の輿論と共に變遷するの利があつた。即ち當時の輿論は着々として國家的觀念を有するに至つたのである。

## 鐵道||聯邦の膨脹||戰爭に促進せられ

### し國家的思想

諸州の人民が互に割據して他州の人民を見ぬ時は、感情の相違と見識の偏倚とは常に存して、諸州人民の間に莫大の勢力を有し、従つて多數の人民は眼中國家を後に置いて所屬の各州を先にして、専ら州權を尊重するは勢の免れぬ所であつた。けれども鐵道敷設の事が起つて、尋いで各地に擴張せられ、又聯邦諸州の人民は本州を去つて、相共に西部の地に植民を計り、諸州の人民は互に相知り、商賣貿易を共にして、其結果、制度慣習の多くは其趣を同うするに至つた。斯くて日常の行爲若くは意見の小事に至つても尙ほ彼我相同じい所の多い狀と爲つて、一方に於ては古來の植民地の保守的傳習を有せず、西部に起つ

鐵道||聯邦の膨脹||戰爭に促進せられし國家的思想



た新州が聯邦に加盟して、其範圍の擴大に赴けると共に、一方に於ては英國との再度の戦争及びメキシコとの紛争は、聯邦政府を試験し、且つ國家的愛國心を助長するに及んで、諸州の人民一般に聯合黨の主義政策の全く認められるものではないことを悟つて、寧ろ諸州を後にしても聯邦政府を重視せざるべからざることを知つたのである。

### 國家的統一の前途に横はりし奴隸制度の障害

國家的觀念の一般の發達に障害を與へたことの最も甚だしかつたものは、奴隸制度の南部諸州に存在した爲め、北部諸州の南部諸州との間に一大溝渠を生じた事である。抑も南部諸州の労働者は奴隸であつて北部諸州の労働者は自由民なるの間は、政治上若くは社會上、南北兩部の諸州が同一と爲り、同一の國家的觀念を有することは到底望むべきでない。故に南北兩部共に國家の語を爲

したといふけれども南部の所謂國家は、北部の國家と同じくない。北部の所謂國家は南部の國家と其趣を異にして、二者共に社會上及び政治上、各々己れに同じいものを以て國家と爲した。是故に南北兩部の諸州共に同一の政治組織の下に生存するを好まず、相互に不平を起して、遂に聯合の成つた當時往々諸州の間に唱道せられた分離論は實際に行はるゝに至つた。是に於て分離戦争は必然の結果として起り、劇烈なる南北戦争を見たのである。而も此戦争の猛烈であつて、初め南北兩部の天地を沸騰して、後に之を融合するや、二者の間に於ける制度上の差異は蕩然として滅盡した。

### 聯邦を完成した南北戦争

南北戦争は最も重大なる變化を惹起した。即ち其直接の結果は分離を防遏して聯合を維持し、且つ奴隸制度を永久に廢止したに止まつたけれども、他の深遠

なる間接の結果に至つては、更に重要なものがあつて、其影響の及ぶ所は米國聯邦の本質を一變した。けれども聯邦政府の形態に至つては、總て主要の點に於ては變ずる所がなかつたのである。更に之を詳言するに、南北戦争の重大なる結果は、南北兩部を鍛冶して渾然たる同體の國家と爲したるに在る。即ち戦争の終るや、南部諸州は北部諸州と其性質及び感情を永久に異にすべき理由の存する者なく、二者共に其の生活及び思想の軌道を同うして、南北部諸州の人民が眞實の一大國民を成すに何等の障害もなくなつた。加之、戦争中聯合を維持せんとした盡力の甚だ大にして、而して戦争の結果として全國の渾一を見るや、國家の代表者たる聯邦政府は、従前よりも更に強大なるの觀を呈したのみでなく、舊時の問題及び州權問題に關する人民の觀念も亦著しい變化を見るに至つた。

### 聯邦の現時の性質

斯の如く我が合衆國聯邦は、充分なる有機的組織の意義に於て一國民と爲つたといふけれども、之が爲め我政府は單一的政府と爲り、其聯邦的面目は新國家組織の中に没入したと爲すは誤つた。勿論今や聯邦の政府は一國民として我國民生存の必要なる機關となり、聯邦永久の代表機關と爲つたのは明かであるといふけれども、之が爲め諸州は決して聯邦的權力の吞滅する所となつたのではない。諸州の特權は依然として我聯邦制度に對して緊要の地位を保ち、且つ既に複雑なる國家組織の年と共に擴張するに従ひ、諸州の特權も之に對して益々緊要なるに至つたのである。けれども吾人の父祖は合衆國の政府と各州の政府とを見て二と爲したが、吾人は我國現時の政治に就て實際的解剖を試み、聯邦政府と州政府とを視て二と爲さず、一にして而して同じ政府の二部、即ち同

一政府の相助的の二部と爲さんとする。抑も現今の制度に於ても、最初我父祖が採定したる政權分掌の仕組、即ち聯邦政府と州政府とが政權を分掌するの仕組は、毫も其聲價を失墜したるにあらずして、吾人も亦前代の政治家と均しく政權分掌の分界線に就て毫も注意を怠らなかつたのである。是を以て今日の聯邦政府は、南北戦争後多少權限を寛宏にしたといふけれども、實質に於ては昔時に異なる所のない憲章を有し、此憲章の規定する所に従つて諸般の政務を行ひ、州政府も亦各々其憲章を有して、特に聯邦政府の所管に歸せざる權柄は總て之を掌握するを得るのである。夫れ現今我國民は聯邦的憲章の寛宏なる解釋を望むけれども、虚構の解釋は之を望まぬのである。又現今國家として合衆國は、名實兩つながら諸州の上に立つ。是れは合衆國が諸州よりも更に重要であると言ふのではなく、唯だ之をして諸州の上に立たしむるの、諸州に利あつて甚だ肝要なるのみでなく、我聯邦の共和主義を維持する爲め實に緊切なればである。

之を要するに、現今の國民的政府は聯邦諸州を支持する木樞にして、之に依つて諸州は永く存立するを得るものである。

### 聯邦政府の現時の性質

現今我合衆國の政府と諸州の政府とは全く相一致調和したれば、之を稱して双立政府と爲さず、重複政府と爲すが最も妥當である。勿論現今聯邦政府と州政府との區別は存するといふけれども、二者決して單獨に對立する者でない。即ち我國民の政府は實際單一と爲つたものであつて、合衆國政府の名稱を以て之を蔽ふを得るであらう。但だ便宜の爲め吾人は聯邦政府と州政府との名稱を用ゐる、二者を以て分立せるが如く做すといふけれども、是れ決して我政府の真相を寫し、我國政治の實際を示すものでない。現今我公法の下に、州制度と聯邦制度との全く調和せられたれば、二者各々其權限内に於て圓滑に運用の效

を奏するを得るのみでなく、其管轄權の交叉し若くは平行する場合に於ても、全く調和協力の妙用を得て、聯邦政府と州政府と職權を争ふが如きことなく、同一機關の兩部として、共に同一の目的を遂行することを得るのである。

以上陳説した如く、我政府の二部即ち聯邦政府と州政府とは、實際一體と爲つて、單一の政治機關を爲すといふけれども、之れが爲め州の法律は聯邦の法律に依つて其效力を有するものでない。聯邦の憲法及び此憲法に遵由して發した法律及び條約は、勿論法律の最高法律である。けれども本來濶大なる範圍に於て諸州に屬する權力は、之が爲め侵蝕せられ、若くは廢止せらるゝものではない。我國の制度を全體として視る時は、政治上の秩序に於て州政府は聯邦政府の下に屬するものであるけれども、其下に屬すと言ふのは、唯聯邦政府に比して、其權力の爾く國家的でないと言ふのみである。決して聯邦政府の命令を受けなければならぬとの意に於て之を言ふのではないのである。

### 諸州は聯邦の行政區劃にあらずして其組

#### 成要素なり

吾人が通常便利の爲め、中央政府と地方政府との區別を立てるといふけれども、聯邦政府と州政府との間には此區別を適用することは出来ない。蓋し中央政府と地方政府との區別に於ける中央政府は、其下に於ける小機關の憲法及び運用の方法を規定するの權力を有する政府を指すものである。聯邦諸州の政府が州内の都市郡邑に對して規定の權を行ふは即ち此類であつて、是等の都市郡邑は州内の行政區劃たるに過ぎない。即ち州政府の日常の事務を委任せられた代理機關にして、固より其下に屬すべきものである。然るに聯邦政府と諸州との間には、毫も斯の如き關係の存するを見ない。諸州は聯邦の行政區劃でなくして、其組成要素である。故に其權力に於て聯邦と駢立して、諸州管轄の範圍内

に於ける權力に於ては、毫も聯邦に服屬屈從する所がない。勿論某種の職權は聯邦憲法を以て之を諸州に禁ずるといふけれども、是れは唯特種の職權に止まるのみである。元來諸州の行用に屬する其他幾多の重大なる職權は、聯邦憲法の與奪を恣にすることの能はざる所であつて、完全なる自治の主義に依つて諸州の行用に專屬するものである。夫れ然り、是れを以て吾人は中央政府と地方政府との區別を取つて、之を州政府と郡政府との間に適用するを得るであらうといふけれども、州政府と聯邦政府との間に之を適用せんとするに至つては、竟に其可なるを見ぬのである。

## 諸州の性質、機關及び職掌

### 聯邦諸州

合衆國の政治を論ずるに當つては、先づ第一に諸州の事を論じなければならぬ。其理由は種々ある。第一聯邦政府は諸州の典型に従つて組織せられた。第二合衆國政務の大部分は、諸州の政治機關の執行に屬する、更に之を詳言すれば、諸州は合衆國の政權の大部を擔當して、司直及び法律上の權利の一般的源泉を構成し、人民の社會上及び法律上の關係を規定するに於て、最も密接の關係を人民に有する。此等の理由に依つて合衆國の政治を講究せんと欲すれば、先づ諸州より始めねばならぬ。抑も我諸州は瑞西に於ける郡の如く、其拘束を受くる聯邦政府に憲法の典型を示したものであつて、換言すれば自家の憲法の

形式を聯邦政府に與へたものである。けれども我國の諸州が、聯邦政府の干渉を受けずして、總て通常の事件に於て州内人民を支配するの權を其掌中に保持するの多いのは、決して瑞西の郡の比でない。諸州は我國に於ける主要の法律制定者である。單に我國の政治制度に於ける主要の組織的單位のみでなく、更に又其自治的單位である。即ち諸州は我國家政府の肉體と爲り纖維と爲るものである。然り、是を以て我國民の日常の平安幸福は諸州の管掌に歸し、聯邦政府は唯全體の利害に關するのを司るのみ。故に其組織各部に於ける合衆國の性質は諸州政府の性質に屬し、全體としての合衆國の性質は聯邦政府の性質に屬するものである。而して今吾人が自治政の中心より我國の制度を研究するに當つては、先づ諸州より之を始めなければならぬのである。

### 諸州の法律——其性質

聯邦各州の法律は二大部より成る。(甲)は合衆國憲法、法律、及び條約であつて、(乙)は各州の憲法及び法律である。合衆國の憲法、法律、及び條約は、國內の最高法律なることは勿論であるが、其最高法律であると云ふの意は、我公法上の原則に依つて、合衆國の憲法、法律、及び條約も亦諸州の法律と同一體を爲すとの意義に基くものであつて、諸州の憲法及び法律の上に位すとの意を強く意味するものでない。故に諸州の中で、或は合衆國憲法は其州の根本的法律の一部であるとのことを、其憲法の中に明言するものがあるといふけれども、是れ決して新奇怪むべきのことでなくして、唯今日確定する原則を形式の上に認めたるものに過ぎない。左れば政治上より之を觀るも、法律上より之を觀るも、合衆國の制度と各州の制度とは、全く同體同用なるやを得て疑ふことは出來ない。然り、之れを以て合衆國の法廷が聯邦法律の執行に當ると共に各州の法廷も亦聯邦法律執行の職掌を有する。然り而して其諸州の行爲を制限

するの點より之を觀れば、聯邦憲法は諸州の法律の消極的部分である。又聯邦憲法の權力に依つて聯邦國會の議定した法律は、聯邦政府及び州政府の官吏が總て其命令を守るべきものであれば、此點より觀れば、該法律は諸州の法律の積極的部分である。

聯邦の法律と諸州の法律とが其體用を同うするは、以上説く所の如くであるといふけれども、諸州の法廷が當該州の法律に對する關係と其の聯邦の憲法及び法律に對する關係とは同一なるものでない。即ち當該州の法律に對する時は、諸州の法廷は最後の法律解釋者たるを得るけれども、聯邦の法律に關しては、唯だ假解釋者たるを得るのみであつて、最後の解釋者たるを得ない。之を以て諸州の官吏が聯邦法律に據つて其事を行ふ場合に於ては、毎に聯邦法廷の監督を受くるものである。

諸州の裁判所が聯邦法律を解釋するの職權如何を按ずる時は、我國制度の規

定する所を概見するを得るであらう。州裁判所に提起せられたる訴件に於て、之に關係のある州法律が聯邦の憲法と牴觸することのなきや、否やの疑問が起つた場合に於て、州裁判所は自由に之を判斷することを得る。其判斷が當該法律を以て違憲なりと申明するものである時は、斯に結局を見るであらう。けれども州裁判所にして、州法律が聯合憲法に牴觸する所のないとの判定を下す時は修正の爲め之を聯邦法廷の審議に附するを得るであらう。是に由つて之を觀れば、聯邦の法律は必ずしも諸州の法律と全く相分離特立して、聯邦法廷の外決して之が執行に任すべからずといふが如くに、神聖視せらるゝものでなくして、實際諸州法律の一部となり、諸州裁判所に於て自由に其法理原則を宣言して、適用するを得るものと謂ふべしである。但し諸州裁判所の判事は聯邦法律より來る反對に反對して、當該州の法律を回護せんとするの傾向のあるべきは甚だ明かなれば、最後の場合に於て、聯邦法廷は諸州判事の寛宏に過ぎ、若

くは偏見に流るゝ判断に對して、聯邦の法律を擁護すべきは勿論である。即ち法律の統一を保ち、之が無上權を維持する爲めに、聯邦の法廷に於て最後の判定を受くべきものである。

### 州法律の範圍

我國の制度に於て諸州の管掌に屬する政權の如何に廣大なるかは深思を要しない。唯冥想一過すれば忽ち分明するであらう。如何にも聯邦政府の管掌に屬する權能も、其數に由つて之を觀れば甚だ廣大にして、其單に本質に於て最も重大の權能なるのみでなく、聯邦憲法に於て其條目を列擧するを以て、更に莊重の權力たるの觀がある。而して諸州の管掌に遺される權能は、數を以て其條目を明擧せざるが故に、一見漠然たるの觀あるを免れない。従つて比較上聯邦の權能の如く爾く重要でないやうである。けれども是れ皮相の觀察のみ。少しく

思を潜めて諸州の管掌に残留せられた權能を精査して、其果して何等の政權を眼目一考すれば、忽ち其誤見たるを覺るであらう。我國の制度に於て、聯邦と諸州との間に於ける權力分配の真相如何を知るが爲めに、聯邦に屬する權力と共に諸州に屬する權能を分列折擧するは、蓋し無益の業ではないのであらう。

### 聯邦に屬する立法權

合衆國の憲法は、先づ第一に聯邦國會に與ふるに左の權能を以てする。即ち聯邦政府の維持、公債の償却、國家の防衛、及び平安の爲め租稅、輸出入稅、及び國產稅を賦課徵收するの權、並に合衆國の信用を以て公債を起すの權是れである。而して此等課稅の權及び公債を起すの權は、諸州も亦之を有する。但し輸出入稅及び國產稅を賦課徵收するの權は、専ら聯邦政府に屬するを以て、諸州は此三稅權に依つて收入を獲ることは出來ない。蓋し聯邦政府と州政府と



を區別する權能は、此等徵税に關する權能でなくて、左種の權能である。曰く、合衆國の貨幣制度を監督するの權、郵便局及び郵便線路を維持するの權、專賣權及び版權を許可するの權、海洋に於て行はれたる犯罪、及び國際法に違反したる犯罪を處分するの權、外國交際を訂約するの權、合衆國の兵馬を監督するの權、宣戰の權、及び外國貿易及び諸州間の貿易を規定するの權である。此外聯邦政府は一般の歸化法破産法を制定するの權を有するといふけれども、是等の權は獨り専ら聯邦に屬するのではない。即ち聯邦國會が是等の事を規定することを怠つた場合に於ては、諸州は自ら此等の事に關する法律を採用するを得るであらう。之を要するに總て聯邦の政府に屬する權能は合衆國全體に關する利害であつて、一州一邦の權を以て之れを規定しては、其調和統一を保つことの能はざるものを規定處理するの權能に過ぎない。其他の權能は其の何種たるを問はず、總て管掌の手に歸するものである。

### 諸州に禁ぜられたる權能

聯邦政府の專掌に屬する權能の外、左の權能は合衆國の憲法を以て明に之を諸州に禁ずるのである。即ち大逆罪責罰案を發布するの權、事後法律即ち契約の義務を破棄するの法律を制定するの權、及び貴族に爵位を授與するの權である。此外諸州は聯邦國會の同意なくして輸出入税を課するを得ない。又平時に於て軍隊及び軍艦を置くことを得ない。外國若くは各州間に條約を締結するを得ない。實際侵寇あるか又は猶豫すべからざるの危難がない以上は戰鬪を開くを得ない。合衆國の憲法を以て諸州に禁ずるの權能は實に斯の如くであるといふけれども、之が爲め諸州が正當に米國聯邦の制度の中に占有する政權の範圍は、殆ど實際の傷害を蒙ることのないのは明かである。

## 諸州に屬する權能

聯邦憲法を以て諸州に禁ずるの權能は即ち左の如くであるといふけれども、諸州の議會(立法部)に屬する廣大の特權を取つて之を左の制限と比較する時は實に其の狭少なるを知るであらう。因つて今諸州の議會に屬する權能如何を案するに、總べて人民の政治上、及び宗教上の權利は皆な諸州の法律に依つて定まり、教育の事務、人民の選舉權、結婚條例、親子及び夫婦の法律上の關係は、皆州議會の管掌に屬し、家主の家僕に於ける權利、諸會社長と代理人との關係を規定する法律、組合規則、貸借規則、及び保險法は、同じく州會の議定に屬して、特に聯邦政府の管掌に屬する財政權若くは其他の職權を行ふものを除いて都府法人若くは私的法人の組織を規定するの權、及び財産の所有、分配並に使用より、商賣營業契約に關することを監督規定するの權も亦州議會に屬して、

更に又國際法上の犯罪、海洋上の犯罪、及び合衆國に對して爲した犯罪に關するものを除いて、總て其他の刑事上の法律を制定執行するの權は州議會に屬するものである。吾人は今本節に於て是等の廣大なる州立法權の詳細を列擧するの暇がないのである。其理は他でない。州立法權の詳細を列擧するは、總て社會上及び世務上の複雑なる關係の目錄を作つて、總ての法律及び命令の基礎根本を詳説するに均しく、到底本書の紙數の許す所でない故である。

我國の制度に於て、州法律の管轄權の濶大なる特例は、左の驚くべき事例に依つて之を知り得るのであらう。曰く、現世紀に於て英國の人心を傾注せしめたる十二大立法事業の中、何れか合衆國聯邦憲法の下に在つて聯邦政府の權内に來たるべきかと按ずるに、南北戰爭以前の憲法に従へば、十二の中で唯一のみが聯邦政府の權内に來り、南北戰爭後修正を加へられた憲法に従へば、僅に二項が聯邦政府の權内に歸すべきことである。所謂英國の十二大立法事業

とは、(第一)加特利教徒解禁の件、(第二)國會改革の件、(第三)奴隸制度廢止の件、(第四)救貧法改正の件、(第五)市制改正の件、(第六)穀物條例廢止の件、(第七)猶太人に國會議員被選權を與ふるの件、(第八)愛蘭教會廢止の件、(第九)愛蘭土地條例改正の件、(第十)國家教育設定の件、(第十一)匿名投票法採定の件、(第十二)刑法改正の件是である。右十二件の中で穀物條例廢止の件及び奴隸制度廢止の件を除くの外總て十件は、之を我合衆國に移す時は、全く州議會の權内に歸すべきものである。殊に又奴隸制度の事は、南北戰爭前にあつては全く獨り州權の下に屬したものであつて、其聯邦政府の權内に歸するに至つたのは、戰爭後憲法に修正を加へたるに由れるものである。由是觀之、我國の制度に於て諸州議會の權能の廣大なるは、實に驚くに堪へたと謂ふべきである。

### 州憲法に於ける憲法外の規定

我合衆國の諸州法律に於ける特異の點の一と見るべきは、輒ち憲法と通常の法律との區別を混同するに在る。抑も憲法は其名稱の示す如く、政府組織上の根本法なるは勿論である。之を詳言すれば、憲法とは政府の組織及び職掌を定むるの法である。故に私法即ち人民間の關係を規定するの法律は、正當に憲法の範圍内に來るべきものでない。此原則は我聯邦憲法の編成に於て充分に承認せられ、其簡潔にして嚴に憲法的範圍を守るを以て、聯邦憲法は最も強固なるを得る。然るに、諸州殊に新生の諸州が、憲法を編成するに當つてや、此原則に準據するを勉めない。故に其憲法は單に政府の組織を規定することの詳細に過ぐるのみでなく、通常を以て規定すべきものをも、之を憲法の中に記載して毫も怪まない。今其の然る所以を例證するに、諸州の憲法は運河及び道

路の如き州有財産に關する規定、及び州公債の詳細なる處分に關する規定を包含して、更に又私債の爲め差押を免るべき財産高及び其の種類を規定すると共に、人民の消費物に關する法律、例へば劇烈なる酒精の發賣を禁ずる法律の如きも亦其中に包含する。斯の如く諸州の憲法は、通常立法部の議定に委任すべき事項の範圍内に侵入して、毫も怪しむ所がなかつたのである。

### 立法部に對する不信任

斯の如く憲法を以て通常立法の範圍を侵略するのは、其原因は諸州人民が通常立法に満足せざるに在つて、立法者を信任せざるに在る。換言すれば、通常法律は常に廢止せらるゝの虞あるものであれば、某種の法律を單に通常法律たるに放任せず、之を憲法の中に加へて、其鞏固永續を計らんとするに在る。更に又通常法律を憲法の中に加ふるの深因を按ずるに之をして人民投票の制裁

力を得しめんとするに在る。而して此事は瑞西のレフ、レンダム（人民票決制）と相似たるものである。抑も憲法上の規定の可否を人民の投票に附することは、我合衆國に於て殆ど一般の慣例である。而して諸州の憲法に殆ど共通ならんとする憲法外の規定は果して何物かと問ふに、唯だ是れ人民の票決に附せられた通常法律であつて、其の人民の票決に附せられたが爲に、従つて憲法の本體と均しく人民の最後の同意即ち人民の票決を待つに非ざれば變更するを得ぬものである。而して此慣例は、總て重要な法律を發布するには人民の直接參與を待つの方法を發明せんとするの傾向を生ずるものがあるに似てゐる。

右諸州慣例の甚だ非なるは瞭然として明かである。抑も合衆國憲法の條章中に在る政府組織に關する大體の規定の如きは、幾星霜を経ても永く緊要の變更を爲すに及ばざるであらうといふけれども、諸州の憲法の如く、不斷時と共に變化して、社會の事情と共に變遷する事物に關する規定を其中に存するに至つ

ては、其規定の多きに從つて、憲法は本來の面目を失して、他の不斷修正變更を要する通常法律の範圍に墮するは明かである。果して然らば從來世人の認め而して肝要と爲した憲法と通常法律との區別は漸く湮滅に歸するのみでなく世人の熱望した憲法上の規定の鞏固も、之が爲めに大に毀傷せられざるを得ない。其理は他でもない。政府の組織若くは職掌に毫も關係なく、唯私人間の利害若くは通常の事物に關する規定を包含することの甚だ多い憲法は、如何に注意して之を草定しても、後日屢々之を變更修正するの必要に遭遇するは甚だ明かなる故である。是故に聯邦諸州に似たものがある。而して是等の事情より生ずる弊害は、憲法制定の重事をして、徒らに紛雜なる立法事務に歸せしめんとするの憂がなきを得ぬのである。

聯邦の中で一二の州は、瑞西レフアレンダムの制と甚だ相似たものを用ふ。但し余の知る所に由つて之を觀るに、是れは必ずしも意のあつて瑞西の例に擬

したものでない様である。今何れの州が此種の制を用ふるかと問ふに、ウイスマンシン州の憲法は、諸銀行は州法律に由つて之を創立すべきか否かを人民の投票に附して之を決すべきものと爲した。又ミネソタ州の憲法は、人民の投票を以て或種の鐵道規則及び内地改良基金の流用を確定すべきを規定した。

レフアレンダム制の不可なる所以は、人民が公の政策問題に關する知識を缺くことが往々あるにも拘らず、人民を以て其の知識あつて正當の判斷を下すことを得るものと爲して政策問題を之が票決に任し、從つて立法者をして其責任を輕んずるの念を起さしむるに在る。

### 憲法修正の準備

我國の諸州に於て、其議會は獨り恣に憲法の一般修正を行ふを得ない。州議會が憲法の一般修正を必要と認むる場合に於ては、之が爲め特に人民會議の召

集を發議するを得るであらうといふけれども、人民會議を召集するの可否は、之を人民の投票に問はざるを得ない。此場合に於て人民が其召集を可決するときは、普通選舉に由つて人民會議々員を選舉する。人民會議が成立して所要の修正を行つた時は、其決議を人民の投票に附する。而して人民は其決議を採用することを得べく、又之を拒否して從來の憲法の規定を維持するを得るであらう。

現今諸州に於て人民會議を召集するの發議は、州議會兩院議員の三分の二の賛成があるを待つて、初めて之を人民の投票に附するの慣例を取るものと甚だ多いのを見る。新に制定せられた州憲法、即ち一八九五年の制定に係るデラウエア州憲法は、一般人民の票決に附せらるゝ事がなくして其制定者たる人民會議に依つて法律として公布せられた。此憲法採用の方式は曾て別に特異のものでなかつた時代もあつたが、現世に至つては極めて稀に見る事である。

### 憲法修正の發議

然れども諸州の議會は、人民會議を待たずに自ら憲法の特殊なる修正を發議するを得るであらう。或州に於ては、單に議會の多數の投票を以て修正の假採用に充分であるとするものがある。最も多くの州に於いては、兩院選出議員の三分の二或は其定數の五分の三に至る多數を要する者がある。而して何れの州に於ても、殆ど皆最後に人民の票決を必要とする。即ち修正の箇條を憲法中に編入するに先だつては、人民の票決を以て必須の條件と爲すは、諸州殆ど皆然りである。又諸州の中で、其議會の發議した憲法修正は、人民の票決の外、議會二期の會議に於て引續き可決せらるゝを待つて、初めて確定するとの制を行ふものが甚だ多い。或州に於ては一期の會議の可決を経た後之を人民の投票に附して、次期の會議に於て再び可決せらるゝを待つて憲法の修正を確定する。

デラウエア州に於ては、州議會の二會期（各會期の中間に總選舉を以て議會を更新することを要する）。引續いて議員三分の二以上の合意する場合に於ては、憲法修正は人民の一般投票に附する事なくして、直に效力を生じ得るものとした。

右憲法修正の手續は、諸州各々其細則を異にして、必ずしも同一の方法を用ゐない。例へばヴァーモント州に於ては獨り上院が修正の發議權を有し、且つ十年間に一回以上修正を試みるを得ない。コンネチカット州に於ては、下院のみ發議權を有する。諸州の又多くは議會の一會期中修正を發議するを得べき憲法條項の數目を限るものがある。一定の年限間に於て修正議案を人民の票決に附すべき回數を限るものがある。或は又一項目以上の修正議案を人民の票決に附する時の方法を制限するものがある。而し最も多くの州に於ては總て憲法の變更修正を行ふに於て、特に人民多數の投票を必要とするを見るのである。

右憲法修正の手續は紛雜にして、之を實行すると甚だ困難なるが如しといふけれども、實際は必ずしも然うでない。即ち諸州に於て正當に憲法の範圍内に屬しない、従つて數々變更修正を要する法律規則を州憲法の中に挿入するの習慣は憲法の修正を屢々人民に訴ふるの機會を生じて、爲に憲法修正の容易なるを示すに至つた。斯くの如く州務を人民に訴ふるの規則が正しくして容易なるに至るや、ニューハンプシャイア州の憲法は、七年毎に憲法の修正を人民會議に附すべきや否やを人民の票決に附すべきことを規定して、アイオワ州の憲法は十年毎に同問題を人民の票決に問ふべきことを規定して、ミシガン州の憲法は、毎十六年、ニューヨーク、オハイオ、ヴァージニア、及びメリイランド諸州の憲法は、毎二十年に同問題を人民に問うに至つた。

### 諸州法律の牴觸

州憲法に於ける憲法外の規定

吾人の日常の利害に最も直接の關係を有し、従つて社會事物の關係、生産營業の事を規定する法律の全部を各州の制定施行に一任するの制度は、一方に於て著しい弊害を生じた。而して近代社會上及び政治上の發達の傾向が、古の保守的勢力を壓して益々熾烈を逞するに従ひ、此弊害は益々顯著に赴くものゝ様である。抑も初め聯邦憲法の發布せられた時に當つてや、諸州間の隔離は實際甚だ大であつて旅行の困難は實に諸州間の交通往來を妨害した。斯の如く當時諸州は地理上隔離して居たので、従つて法律の上に於て相互に分離しても甚だ不便を感じなかつた。けれども現今鐵道及び電信の便開け、旅人商店が其邦國を小とするに及んでや、諸州は地理上茲に社會上の意味に於て渾然溶冶せられた。特に商賣上及び産業上に於て全く融和縫合せられたれば、諸州の分界は自然の經濟上の分界と見ることが出来る。即ち諸州は實際明白なる産業上の境界を有せざるに至つた。是に於て我社會上及び産業上の組織には、紛然として諸

州法律の牴觸より生ずる混雜と軋轢とを見るに至つた。

### 諸州法律牴觸の弊害

右諸州法律の雜駁不同なるは、或點に於て我國民の生存上に大弊害を及ぼして、其國民的生存の最も深重にして最も恒久なる利益に非常の荼毒を流すを免れない。就中之が爲め弊害を蒙ることの最も甚だしいものは婚姻であつて、諸州法律の相違せる爲めに、社會發達の基本たる結婚の制は非常の腐敗を來したのである。即ち甲乙の州に於ては婚姻上の制が甚だ弛んで、丙丁の州に於ては尙ほ古來の嚴固なる制規を守り、之が爲め一州の中心たる家族を擁護した從來の保守的規則は殆ど紛雜の中に埋没せられんとする。加之、諸州が各々其法律を異にするや、離婚及び結婚の上に不正の方法が頻りに行はれて、其弊害は殆ど底止する所がなかつた。



諸州法律の相違せるは右の如くなるを以て、今茲に離婚を欲すものがあるとは假定するに、夫妻の一方は一時他州に行つて、其地に於て法律上の移住だも爲さずして離婚の訟を起し、對手の缺席に依つて直に勝訴となるであらう。此場合に於て對手に答辯を爲さしむる召喚狀は、唯該訴訟の起つた州内にのみに之れを公告するので、對手は實際己れに對して離婚訴訟の起つたのを知らないのだ。故に出廷當日に缺席して敗訴を宣告せられても、茫然として何者をも知らないのである。右の如くである故に、現今我國の制度に於ては、夫妻の一方は其事を知らず己に離婚の身と爲り、従つて一男は數州に於て同時に多妻を蓄へて、一女も亦數州に於て數夫に見ゆるを得るのである。諸州法律の不同の弊も亦甚だしくはないか。

租税の事に關して諸州は亦大に法律を異にするので、經濟上の秩序的發達は之が爲めに妨害を蒙る所があつた。例へば甲州に行はると特殊の課税は或種の

産業を驅除して、乙州に於ける特殊の免税は反つて之を獎勵することがある。又諸州に行はると不正の税則は、或は某種の産業を害して、資本の運用を妨ぐることがある。之と均しく諸州の間は各々組合會社の法則を異にする爲め、商賣貿易の上に紛雜を來して、偏頗の弊害を生ずるを免れない。即ち或州は他州に比して組合の規則を寬にし、其設立及び監督に注意を怠るから、州内の人民に損害を及ぼすと共に、右散漫なる規則の下に設立せられた組合會社は、他州に於て營業を得て正當の責任を免れ、他州人民に損害を蒙らしむるに至るであらう。

刑事上の法律に於ても、諸州は各々其制を異にするを以て、犯罪は常に法律の寛弛なる州に集まつて、之が爲めに諸州が罪人監督の經驗より得た肝要の原則を傷害するに至る。又負債に關する法律に至つても之と均しく、甲州と乙州とは其の法律を異にして、寬嚴繁簡を同うしないから、自然肝要なる信用制度

の運用を害するを免れない。而も商業國民の繁盛は信用制度の妙用に存するを知らぬか。

### 改革の發議

斯の如く合衆國を通じて統一を保たしむべき簡明の規定を必要とする事物に關する法律が、州の異ると共に其制を異にして、雜駁であつて統一する所がないから、遂に熱心なる改革黨を生ずるに至つた。改革黨は憲法を修正し、統一の法理を制定するの權を聯邦國會に委任して、之に依つて増進すべき利益を同うせんことを欲するものであつて、その主唱する所は、聯邦政府の權限を擴張せよといふに在る。

### 弊害の誇張

けれども、諸州法律の牴觸及び紛雜に就ては、往々過大の評語を爲すの傾があるから、吾人も亦茲に注意する所がなければならぬ。蓋し諸州法律の紛雜は原理本體の紛雜でなくして、多くは形式手續の相違である。左れば實際不便を感じ紛雜を覺ゆるのは、通常人民よりも法律家に最も多いのである。而して諸州法律を一括して之を觀察するに、相違の點よりも統一の點の最も多いのは固より明かである。余が已に前節に於て陳述した如く、總て諸州は英國の普通法に準據して其法律を制定したものであつて、其例外と見るべき新加の諸州は、直接に英國法を取らぬとも、概ね皆舊州の法律に準據して其法律を制定したものである。此實證を知らんと欲せば、諸州の裁判所に於て殆ど皆他州法廷の判決を引用して其參考若くは直に遵守すべき先例と爲して、殊に英國法廷の判決も尙ほ之を自由に引用して其參考に供し先例と爲すの狀を見て、最も明かなるを得る。例へば何れの州に於ても財産に關する諸法律は實質的に同一法理の

基礎の上に立つて、而して何れの州に於ても此等の諸法律は、その根源たる舊時の封建の羈絆と不平等とを離脱して、賣買交換は均しく自由に行はれ、何れの州に於ても土地保有上の封建的諸特徴は均しく廢棄せられ、夫婦間の財産上の利益は均しく區別せられ、又財産に關する留置權其他の要求權に關する一般原則、借地規則、遺言處分法、無遺言相續法、及び持參金等に關して、諸州皆軌を同うして、其他諸種の契約、共同運輸、賣買、證券、組合等の法律規則に關して、諸州は均しく皆同一の法理を基礎とする。斯の如く諸州の法律規則が必ずしも相違の點のみでないが、吾人の特に其牴觸を感知するは、蓋し牴觸の紛擾より吾人が困難迷惑を受くるに由る。而して其同様の點を諒知し理會するを誤るは、其れは勿論然るべき事であつて、衆人が視て以て通常の事と爲すに由るのである。然り而して斯く諸州法律の雜駁紛糾を訴ふるが中に、自ら改正的勢力の活動するのがあつて、改良の企圖及び擴張を期する道徳的感情と眞

實の採長補短の慣習とは漸く成立せんとするを見る。蓋し國家の社會上及び政治上に於て成長するや、自然の傾向として結合の力を増し、共同普通の思想と慣習とを獲得するに至る。斯く結合力の増加するに至つて、諸州類似の點は愈増加し、相違の點は益々減じて、遂に消滅に歸するのであらう。

諸州の中ルイシアナ及び屬地の中でニュー、メキシコは、他の諸州と異なる特殊の法律を有する。即ち羅馬法の遺流たる佛蘭西及び西班牙の民法を基本として制定したる法律である。然りといふけれども、現今此例外州の法律は稍々他の諸州の法律に近似するに至りたれば、將來に於て之に接近することは益々甚だしくなるであらう。

### 諸州間の法律(州際法)——通商

以上陳說せる如く、合衆國の結合愈々固く、其の觀念及利害の關係は益々國民的と爲つて、諸州各自の狹隘なる範圍は漸く廣く且つ大と爲り、往時の地方的産業は漸く發達して輓近の國民的産業、國民的商業と爲るや、諸州は政治的にあらざる或種の事件に就て共通する所がなければならぬ。即ち之が調理を爲すには、一州の權力よりも更に大なる權力があつて諸州に普通なる規定を設くる事が最も必要である。是に於て諸州間の通商に關する規定は、毎に之を聯邦國會の施設に委するに至つた。諸州間の通商を規定するの權は、州法會議を以て之を聯邦會議に與へたものであつて、當時諸州間の軋轢紛争の大原因の一と爲つたものは實にこの事である。現今に至り合衆國の鐵道及び電線が、聯邦政府の監督の下に歸して、且つ聯邦國會の欲する所に從ひ、聯邦政府は之が監督を爲し得るに至つたのは、全く憲法會議を経て之を聯邦國會に與へたる右の權力の行用に外ならぬ。勿論聯邦の法律は一州内に限つた通商に干渉して之が規

定を爲すを得ぬといふけれども、現今に於て一州内に限つた通商は殆ど絶無であつて僅かに之があるのみ。此絶無僅有の場合を除いて、通商に關する聯邦國會の管轄權は、總て諸州の其間に干渉するを容れない。聯邦國會は聯邦法律を以て諸州間の交通往來の通路と爲る河海の制を規定すると共に陸路交通の便を助くる橋梁架設の事を監督して、且つ又諸州が何種の法律規則を以てするを論じない、苟くも諸州間の交通若しくは、商業に影響を及ぼすの目的を以て税法若しくは特許規則等を制定した場合に於て、聯邦法律は之を排斥して無効と爲すを得るであらう。

### 郵便及び電信

聯邦國會が諸州の通商の上に有する權力の補助となるものは、郵便局及び郵便線路を設定する權である。聯邦國會に屬する權力は、相當の方法を以て、諸